

議事日程(第2号)

令和6年3月5日 午前8時57分開議

- 日程第1 議案第33号 吉賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第34号 吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第35号 吉賀町地区集会所施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第36号 吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第37号 吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第38号 吉賀町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第39号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第40号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第41号 吉賀町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第42号 吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第43号 令和6年度吉賀町水道事業会計予算
- 日程第12 議案第44号 令和6年度吉賀町下水道事業会計予算
- 日程第13 議案第45号 令和6年度吉賀町病院事業会計予算
- 日程第14 議案第46号 令和6年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
- 日程第15 議案第47号 令和6年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第16 議案第48号 令和6年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第17 議案第49号 令和6年度吉賀町介護保険事業特別会計予算
- 日程第18 議案第50号 令和6年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算
- 日程第19 議案第51号 令和6年度吉賀町一般会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第33号 吉賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第2 議案第34号 吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第3 議案第35号 吉賀町地区集会所施設条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第36号 吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第37号 吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第38号 吉賀町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第39号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第40号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第41号 吉賀町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第42号 吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第11 議案第43号 令和6年度吉賀町水道事業会計予算
日程第12 議案第44号 令和6年度吉賀町下水道事業会計予算
日程第13 議案第45号 令和6年度吉賀町病院事業会計予算
日程第14 議案第46号 令和6年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
日程第15 議案第47号 令和6年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
日程第16 議案第48号 令和6年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
日程第17 議案第49号 令和6年度吉賀町介護保険事業特別会計予算
日程第18 議案第50号 令和6年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算
日程第19 議案第51号 令和6年度吉賀町一般会計予算

出席議員（12名）

1番 桜下 善博君	2番 村上 定陽君
3番 三浦 浩明君	4番 桑原 三平君
5番 河村由美子君	6番 松蔭 茂君
7番 河村 隆行君	8番 大庭 澄人君
9番 藤升 正夫君	10番 中田 元君
11番 庭田 英明君	12番 安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 増本 健治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	中田 敦君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 竜也君
税務住民課長	……………	山根 徳政君	保健福祉課長	……………	中林知代枝君
医療対策課長	……………	渡邊 栄治君	産業課長	……………	堀田 雅和君
建設水道課長	……………	早川 貢一君	柿木地域振興室長	……………	深川 千恵君
出納室長	……………	村上 恵君			

午前8時57分開議

○議長（安永 友行君） ただいまの出席議員は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第1. 議案第33号

日程第2. 議案第34号

○議長（安永 友行君） 日程第1、議案第33号吉賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてと、日程第2、議案第34号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、改めておはようございます。本日もどうぞよろしくお願いたします。

それでは、まず2件につきまして、一括で上程をさせていただきます。

まず、議案第33号吉賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年吉賀町条例第17号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月4日、失礼しました、ここは4日の次に日が抜けておりますので、字句の挿入、

これにつきましては、議長のほうのお取りはからいをよろしくお願いいたします。吉賀町長岩本一巳。

続きまして、議案第34号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

吉賀町職員の育児休業等に関する条例（平成17年吉賀町条例第28号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月4日、これにつきましても同様でございます。大変失礼いたしました。——提出、吉賀町長岩本一巳。

この2件につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 今、町長のほうから申し出がありました議案第33号並びに34号の提出日のところですが、令和6年3月4日で日が抜けております。その中に日を入れて訂正することによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、異議ありませんので進めます。

担当課長のほうからの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） おはようございます。先ほどは大変失礼いたしました。

それでは、議案第33号吉賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてと、議案第34号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、それぞれ説明をさせていただきます。

この2つの条例の改正ですけれども、最初に申し上げておきますと、会計年度任用職員へ勤勉手当を支給することを可能にするということ、この内容が主なもので最初に申し上げておきたいと思えます。

その上で、説明につきましては、参考資料を用いて説明いたします。ペーパーで言いますと、20ページからであります。タブレットの方はそのままお進みいただければと思います。

最初に議案第33号でございます。

今申し上げたとおり、地方自治法の改正によりまして、会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能になったということから、この条例を改正させていただくということです。新旧対照表です。これを見ていただきますと、まず最初に第3条の改正でございます。失礼しました、第13条の次に新たに条文を追加するというものです。第13条の2として新設をいたします。ここではフルタイムの会計年度任用職員の勤勉手当の規定でございます。

それから次に、第21条の次に第21条の2を新設いたします。

参考資料 2 1 ページのほうになっておりまして、ここではパートタイムの会計年度任用職員の勤労手当を規定させていただくというものでございます。内容といたしましては、もう既に期末手当については規定がなされており、支給もしております。この期末手当の支給方法等と同様に受け止めていただければと思います。

次に、議案第 3 4 号でございます。参考資料次のページに進んでいただいて、ペーパーで言いますと 2 2 ページです。タブレットはそのまま議案第 3 4 号のほうの最後のページになると思います。

これも新旧対照表で説明させていただきます。先ほど議案第 3 3 号において、会計年度任用職員への勤労手当の支給をするというところを説明いたしました。この改正に関連いたしまして、本条例、育児休業等に関する条例の改正が必要となるというものでございます。参考資料のほうを見ていただきますと、第 5 条の 3 と第 6 条の改正ということになってまいります。

内容といたしましては、育児休業している職員に係る勤労手当の支給対象、これについて現行、会計年度任用職員を除外しているというふうになっておりますけれども、会計年度任用職員に対して勤労手当を支給するというふうに改正したいと思っておりますので、育児休業している職員に係る勤労手当の支給対象、これに会計年度任用職員を含めるという内容となっております。

以上で、議案第 3 3 号、それから 3 4 号の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第 1、議案第 3 3 号吉賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてと、日程第 2、議案第 3 4 号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第 3、議案第 3 5 号

○議長（安永 友行君） 日程第 3、議案第 3 5 号吉賀町地区集会所施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第 3 5 号吉賀町地区集会所施設条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町地区集会所施設条例（平成 1 7 年吉賀町条例第 9 2 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

内容につきましては、所管いたします企画課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく
お願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当者よりの詳細説明を求めます。深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） おはようございます。それでは、議案第35号吉賀町地区集会所施設
条例の一部を改正する条例についての詳細説明をさせていただきます。

参考資料は、新旧対照表が紙ベースでいきますと23ページ、タブレットでいきますと、議案
を進んでいただいたら掲載をさせていただいております。

この議案は、立河内地区のほ場整備の後に、完地登記が終了しましたことから、移転・新築を
した立河内地区集会所の位置を、立河内360番地から新しい地番立河内357番地3にすると
ともに、建築年度を昭和54年から新しいもの、平成29年にするというものです。立河内地区
集会所の概要については、用途については集会所、構造については木造、階数は1階建てで、建
築面積は122平米、延床面積は108.67平米となっております。

以上で、議案第35号吉賀町地区集会所施設条例の一部を改正する条例についての詳細説明を
終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はあり
ませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第3、議案第35号吉賀町地区集会所施設条
例の一部を改正する条例についての質疑は保留しておきます。

日程第4. 議案第36号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第36号吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第36号であります。

まず初めに、提出年月日、先ほどと同様に、作成上のコピーの関係だと思っておりますが、令和6年
3月4日の日が抜けておりますので、修正の程よろしくお願ひ申し上げます。その上でございま
すが、上程をさせていただきます。

議案第36号吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例について。

吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年吉賀町

条例第19号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

内容につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長(安永 友行君) 議案第36号についても先ほどの33号と34号と同じように提出日の4の後の日、日にちの日が抜かっておりましたので、挿入して訂正します。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(安永 友行君) それでは提出日については、令和6年3月4日、日を入れて提出と改めます。

それでは、担当者よりの詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長(中林知代枝君) おはようございます。それでは、議案第36号吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての詳細説明を行います。

参考資料で、紙では24ページ、タブレットでは議案の次を御覧いただければと思います。

このたびの改正につきましては3点ございます。

まず1点目についてでございます。新旧対照表の現行の一番下を御覧いただければと思います。附則に関する経過措置というところで、第2条につきまして、改正後のところで申し上げますと、第10条第3項のところに表記をするという改正でございます。現在の支援員配置体制といたしましては、研修修了者が最低1名以上の配置ができているというところではございますが、時限的な経過措置ではなく、条文に記載することにより、研修修了者とみなされ、そういった配置が可能になるということから改正をするものでございます。

2点目につきましては、第10条第6項を追加するものでございます。内容といたしましては、利用者が10名以下となる場合、利用者の支援に支障がない限りにおきまして、支援員の数を1名とすることができる内容になっております。それを追加するものでございます。

3点目につきましては、附則の第1条の法令名の後に交付の年及び法律番号が記載がなかったということがございましたので、このたびそれを追加して修正するものでございます。

以上、3点の改正でございます。

以上、議案第36号吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(安永 友行君) 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第4、議案第36号吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑は保留しておきます。

日程第5. 議案第37号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第37号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第37号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年吉賀町条例第18号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

内容につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。中林課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） それでは、議案第37号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての詳細説明を行います。

このたびの改正につきましては、国が定めます特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業ならびに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準等の改正によりまして改正を行うものでございます。

参考資料、紙では25ページを御覧ください。タブレットでは議案の次をお開きいただければと思います。

第23条にございますとおり、まず表題におきまして、掲示というものが掲示等というふうに変更をしております。掲示方法を追加するものでございまして、下線に書いてあります改正後ですけど、掲示するとともにというところから閲覧に供しなければならないという文言を追加するものでございます。

ちなみに自動公衆送信というところがございますが、こちらはインターネットのことを表記しているものでございます。

それから参考資料、紙でいきますと26ページで、タブレットは次のページを御覧いただければと思います。

第53条第2項第2号の記録方法についての改正でございます。今までは、磁気ディスク、CD-ROM、そういった方法でということでしたが、改正後におきましては、電磁的記録媒体、USBとかそういったパソコンの中で記録を保存するというような、記録方法について改正するものでございます。

なお、この改正は公布の日から施行いたしまして、第23条の規定につきましては、令和6年4月1日から施行いたします。

以上、議案第37号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長からの提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第5、議案第37号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第6 議案第38号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第38号吉賀町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第38号吉賀町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町子ども等医療費助成条例（平成17年吉賀町条例第111号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

内容につきましては、所管いたします保健福祉課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。中林課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） それでは、議案第38号吉賀町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例についての詳細説明を行います。

参考資料は、紙でいきますと27ページをお開きください。タブレットにつきましては、議案の次を見ていただければと思います。

このたびの改正につきましては、定義の中の、就学児に限定をしていたものを年齢によるもの

に改正するというものでございます。第2条第1項第2号の文言を改正後におきましては、第2号のように内容を変更するものでございます。第3号のところでございますが、満15歳を満18歳に改正をいたします。その下でございますが、第4条におきましては、修学児証を就学児証に改正をいたします。

次のページを御覧いただければと思います。

第5条におきましては、就学児を就学児等に改正をいたします。現行の就学児証の更新を削除することにより、改正後は各条例を1条ずつ繰り上げるものでございます。今まで、子ども医療につきましては、乳幼児、それから就学児の更新をする際に証を発行しておりましたが、このたび、18歳という年齢にしたことから、乳幼児と就学児、この2枚の証を用いて発行するということになりましたので、改正をしております。なお、この改正は令和6年4月1日から施行となります。

以上、議案第38号吉賀町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例についての詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第6、議案第38号吉賀町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第7. 議案第39号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第39号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第39号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町介護保険条例（平成17年吉賀町条例第125号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

内容につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。中林課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） それでは、議案第39号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についての詳細説明を行います。

参考資料、紙の場合は29ページをお開きください。タブレットは議案の次をお開きください。

2月26日におきます、全員協議会で御説明をさせていただきましたが、第9期介護保険事業計画での介護保険料の基準額を決定したことによることと、制度改正による階層の多段階化による条例改正を行うものでございます。

まず第2条でございます。最初の条文の期間を、改正前は、現行では令和3年度から令和5年度を、改正後では令和6年度から令和8年度に改正するものでございます。

それから第2条第1号から第9号までにつきましては、それぞれ金額を改正をしております。改正後では、従前の9階層を細分化することによりまして、第10号から第13号を追加しております。

次のページをお開きください。

第2号から第4号までにおきましては、第1段階から第3段階までの低所得者保険料軽減につきまして、期間と金額の改正を行うものでございます。

第4条の第3項につきましては、階層の多段階化による変更により、号数の追加の改正を行っております。なお改正におきましては、令和6年4月1日から施行いたしまして、経過措置といたしまして、改正後の吉賀町介護保険条例第2条の保険料率につきましては、令和6年度分の保険料から適用することといたしまして、令和5年度以前の年度分の保険料につきましては、従前の保険料とするものでございます。

以上、議案第39号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についての詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 以前にも指摘をさせていただいておりますが、そもそも国が示す介護保険の施行令自体が被保険者の収入とそれから保険料を比べた場合に、収入の多い、相対的な話ですが、収入の多い人が収入に占める保険料の割合が下がると、本来税金なんかであれば税率が上がっていくような仕組みがあるにもかかわらず、介護保険については逆の矛盾した形を国が示していますけれども、その点について、町からこの問題を国のほうに提起をしたことはあるか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 中林課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 今、議員がおっしゃられたような内容についてでございますが、町のほうからそういった県、国におきまして、問い合わせといたしますか、そういったことは行ったことはございません。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第7、議案第39号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第8. 議案第40号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第8、議案第40号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第40号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町営住宅条例（平成17年吉賀町条例第167号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

内容につきましては、所管いたします税務住民課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。山根税務住民課長。

○税務住民課長（山根 徳政君） おはようございます。それでは、議案第40号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例の詳細説明をさせていただきます。

参考資料の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。ペーパーの資料では、32ページになります。

別表中、横立団地の3段目でございます。令和5年度の公営住宅整備事業によりまして、七日市地区に建設された横立団地9号から12号、建築年度令和5年度、延床面積67.70平方メートル、戸数4戸、所在地吉賀町七日市860番地1の追加でございます。

それから、既存の住宅の変更でございます。令和5年10月に受検しました住宅局の会計検査の際に指摘がございまして、住宅の延床面積の算出の際に、バルコニー部分につきまして、もっぱら避難のように供する場合に3分の1の面積を含めるとして算出しておりました。当該住宅につきましては避難器具を備えていないということから、床面積には含めない取り扱いとなりました。これを受けまして、横立団地1段目の1号から4号、建築年度令和3年度、および同じく横立団地2段目の5号から8号、建築年度令和4年度の計8戸につきまして、延床面積を81.29平方メートルから79.76平方メートルへ訂正するというものでございます。

以上、議案第40号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例の詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） ただいまの説明で延床面積の変更がございましたが、こういう町有施設の床面積の変更に伴って、他の町が決めているなり、また国との関係で影響してくるもの、そういうものはどのような、なければいいのですけども、ある場合はどういうものに影響してくるか説明願います。

○議長（安永 友行君） 山根課長。

○税務住民課長（山根 徳政君） 失礼いたします。基本的には影響することはないかと思われませんが、延床面積につきましては、家賃算定の算出に使っております。これにつきましても、令和6年度の算定から採用したいと思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第8、議案第40号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第9 議案第41号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第41号吉賀町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第41号吉賀町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町水道事業給水条例（平成17年吉賀町条例第172号）の一部を別紙のとおり改正する。令和6年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

内容につきましては、所管いたします建設水道課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第41号吉賀町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

まず、今回の条例の改正につきましては、令和6年度より厚生労働省が所管をしております上水道、食品関連の業務につきまして、老朽化対策や災害時の復旧支援などを含めた上水道整備、そして管理が国土交通省に、また水質基準の策定といった環境保全業務が環境省に移管されることにより、引用元の水道法の改正に伴い、吉賀町水道事業給水条例の一部を改正するものでござ

います。

参考資料につきましては、ペーパーですと33ページを御覧いただきたいと思います。タブレットですとページを進んでいただきたいと思います。

新旧対照表にありますとおり、5条、それから35条、それから44条、この3つの条を挙げておりますけれども、いずれも現行ですと厚生労働省というふうの下線が打ってございます。この部分が改正後でございますと国土交通省に変わるという字句の訂正でございます。また、附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第9、議案第41号吉賀町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第10. 議案第42号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第42号吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第42号吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町消防団員等公務災害補償条例（平成17年吉賀町条例第189号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

内容につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第42号吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして説明を申し上げたいと思います。

今回の条例改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正をされまして、損害補償に係る補償基礎額が改定されました。それに合わせて条例の改正を行うというものでございます。

参考資料で説明をさせていただきたいと思います。ペーパーで言いますと34ページ、タブレ

ットはそのまま進んでいただければと思います。

新旧対照表を見ていただきますと、第5条第2項のところに記載がございます。消防作業従事者等の補償基礎額の最低額8,900円というところにアンダーラインが引いてあるかと思えます。現行の部分ですね、この金額につきまして、改正後につきましては9,100円とするというものであります。それから新旧対照表下がっていただきまして、別表、これが補償基礎額表を記載をしているところがございます。アンダーラインを付したところ、これにつきまして、政令により引き上げが行われましたので、それに合わせる形で金額を改正をするという、こういう内容となっております。

以上で、議案第42号の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 関連でお聞きしますが、現在、1分団の団員の方の公務災害補償が続いておまして、たしかもう2年か3年、もっとかかっているんじゃないかと思うんですが、その方の状況についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） おっしゃられるとお時間がかかりました。病院が、幾つかの病院にまたがっていたり、もちろんそのお怪我の程度もあったわけですけれども、現在は、そうした補償の部分については一定の整理を終えたというふうに考えております。手続き的な部分については終えたというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 関連なんですけど、ということは今後、もう補償はする必要はないというところまでいったということでしょうか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 大変失礼しました。この件に関しましては、大変申し訳ありませんが、時間を頂戴いたしまして、後ほど回答させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（安永 友行君） 今度の、この条例改正の時がいいですから、最初に説明をしてから進みます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第10、議案第42号吉賀町消防団員等

公務災害補償条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第11. 議案第43号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第43号令和6年度吉賀町水道事業会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第43号令和6年度吉賀町水道事業会計予算であります。

総則、第1条、令和6年度吉賀町水道事業会計予算は次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 給水件数3,163件、(2) 年間総給水量83万4,084立方メートル、(3) 1日平均給水量2,285立方メートル、(4) 主要な建設改良事業、朝倉地区吉原水道管移設事業、157万3,000円。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

まず収入でございます。第1款水道事業収益2億2,450万3,000円。内訳といたしまして、第1項営業収益1億589万円。第2項営業外収益1億1,861万3,000円。

支出でございます。第1款、水道事業費用2億2,269万1,000円。内訳といたしまして、第1項営業費用2億292万5,000円。第2項営業外費用1,954万6,000円。第3項予備費22万円。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,127万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金6,127万4,000円で補填するものとする。

収入であります。第1款資本的収入6,029万6,000円。第1項企業債、第2項県補助金はございません。第3項他会計補助金6,001万円。第4項、工事負担金28万6,000円。

支出でございます。第1款、資本的支出1億2,157万円。第1項建設改良費157万3,000円。第2項企業債償還金1億1,999万7,000円。第3項予備費はございません。

続きまして、一時借入金であります。第5条、一時借入金の限度額は1,000万円と定める。予定支出の各項の経費の金額の流用、第6条予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 資本的支出、第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用に係る予算額に過不足が生じた場合における項間の流用。

(2) 資本的支出、第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項企業債償還金に係る

予算額に過不足が生じた場合における項間の流用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,800万9,000円。

他会計からの補助金、第8条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億2,931万3,000円である。

令和6年3月4日提出、吉賀町水道事業管理者岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします建設水道課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長からの詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第43号令和6年度吉賀町水道事業会計予算につきまして、詳細説明をさせていただきます。

ページは、進んでいただきますと、説明書というところがございます。その部分についてから説明をさせていただきたいと思います。

まず1ページでございます。収益的収入及び支出でございます。この部分につきましては、先ほど町長が提案していただきました3条予算の目までを表したものというふうにお考えをいただきたいと思います。

それから2ページでございます。資本的収入及び支出、この部分も4条予算の目までを表した表ということで、お読み取りをいただきたいと思います。

3ページでございます。キャッシュフロー計算書でございます。この企業会計でございますけれども、発生主義に基づいて行われておりますので、収益の現金と申しましょるか、収入と申しましょるか、そういった部分がサービスを提供したときに発生をいたしますので、お金とサービスのところで一致をしましていません。タイムラグが発生をいたしまして、非常にわかりにくいということで、このキャッシュフローという財務諸表をつけるということでございまして、一番下の行を見ていただきたいと思いますが、3段ございまして、資本の増加額、それから期首の残高、それから期末の残高でございます。これが1年間活動いたしましたお金の動きでございまして、増加分といたしましては443万1,091円。この部分があるのでございまして、資本期首残高でございます。3億3,378万8,845円、これが6年4月1日期首の金額。それが1年間を活動いたしまして、期末高、一番下の表にありますけれども、二重線が引かれている部分、3億3,821万9,936円に変わっていくというふうにお読み取りいただきたいと思います。

続きまして4ページです。給与費明細表でございます。2名の職員の給与費を計上しているところでございます。これにつきましてお読み取りをいただきたいと思ひます。

ページ進んでいただきまして8ページでございます。損益計算書と言われているものでございます。これは1年間の経営成績を表すものというふうにお理解をいただきたいと思ひます。この部分につきまして下の下段のあたりを見ていただきたいと思ひます。

下から4段目でございます。

当年度の純利益、426万3,071円を計画をしているところでございます。その下、前年度繰越利益剰余金、これは令和5年度、本年度の儲けの部分、861万723円を予定をしているという状況でございます、一番下の二重線でございます。当年度未処分利益剰余金でございます。1,287万3,794円、これだけのお金が残っていくというふうにお考えをいただきたいと思ひます。

それから9ページでございます。

貸借対照表、バランスシートと言われているものでございます。これは財務状態を表しているものでございまして、資産、それから負債、それから資本、それぞれの部からなっているものでございます。資産の部を合計いたしますと、一番右側の下に合計欄、二重線で引かれている部分でございます。24億4,786万5,107円。これが資産の金額ということになります。負債の部につきましては、やはり二重線で引かれている部分、19億9,441万4,949円。この部分を今返していかなければいけない、ないしは補助金をいただいているお金というところでお読み取りをいただきたいと思ひます。

その下の資本の部でございます。この部分につきましては、合計といたしましては、一番下から2行目、資本の合計というふうにお書いてございます。4億5,345万158円となっているものでございます。負債の部、19億なにがしというふうにお伝えをいたしました。二重線の部分と、今言いました下段の2行目の部分を足しますと、一番下の部分、24億4,786万5,107円でございます。この金額が上の合計金額、資産の部の合計金額と合致をしております。バランスをしております。これがバランスシートと言われた所以ということでございまして、同額となるというものでございます。

10ページには注記を載せておりますので、お読み取りをいただきたいと思ひます。

11ページ、12ページには、やはり同じような諸票が載っておりますけれども、これは令和5年分の予定としての損益計算書と貸借対照表を載せておるものでございます。お読み取りをいただきたいと思ひます。

13ページでございますけれども、収益的収入及び支出、いわゆる3条予算について詳細に説明をさせていただきたいと思ひます。

また、タブレットを見ていただいていると思いますが、13ページ続きまして、次のページも実はつながっているページでございますが、コピーの状況で大変申し訳ございません。ページをまたがないと見えないということになってしまっているようでございまして、大変申し訳ございません。紙ベースのほうが見やすいかなというふうには思いますので、よろしければそちらのほうを見ながら、節のほうまで一覧で見られますので、見ていただければというふうに思っております。もちろんタブレットで行ったり来たりすることもできますので、よろしく願いをいたします。

それではまず13ページ、収益的収入及び支出でございます。

款の1水道事業収益、項の1営業収益、目の1給水収益でございます。

主なものといたしましては、水道料金を計上しております。1億565万8,000円の計上です。これは100%の計上ということでございます。

続きまして、項の2営業外収益でございます。目の2他会計補助金でございます。6,930万3,000円でございます。これは一般会計からの繰り入れという部分でございます。目の3、長期前受金戻入4,930万9,000円でございます。これにつきましては、節のほうを見ていただきますと、国、県の補助金、それから他会計の補助金、受贈財産評価額戻入、工事負担金戻入等々の戻し入れを計上しているものでございます。

続きまして、14ページを御覧いただきたいと思っております。支出の部になります。

款の1水道事業費用でございます。項の1営業費用。目の1原水及び浄水費でございます。水をきれいにするまでにかかる経費を計上しているところでございます。4,092万8,000円を計上しております。

主なものといたしましては、節のほうを見ていただきまして、15光熱費2,167万3,000円、電気料でございます。17通信運搬費134万円、テレメーター等の使用料でございます。節の20手数料でございます。合計して708万3,000円でございますけれども、主なものといたしましては、水質検査の手数料688万3,000円。これは月に一度検査をしております水道の水質検査料でございます。

それから下りていただきまして、目の2配水及び給水費でございます。ここからは、今度はきれいにした水を配水池に上げて、そこから水を配る、そこにかかります経費でございます。

主なものといたしましては、節の22修繕費でございます。379万5,000円でございます。これは、管の漏水等が起こりまして、緊急工事用の修繕料でございます。節の23工事請負費242万7,000円。これにつきましては、朝倉地区にございます減圧弁、それから河山地区にございます減圧弁、それから皆富の配水池にございます水位弁の修理のために計上した額でございます。

続きまして15ページへお進みいただきたいと思います。

款の1水道事業費、項の1営業費、目の3総係費でございます。節の19委託料でございます。531万円を計上しております。一番下の欄メーターの検針業務でございます。232万4,000円。これは検針にかかる経費でございます。それから節の23工事請負費337万円でございます。メーター交換ということで計上しております。今年度につきましては、612件分のメーターを交換をしていくというものでございます。

続きまして目の4減価償却費でございます。1億1,756万7,000円の計上です。これにつきましては、建物、構築物、機械、工具類等々の減価償却費を計上しているものでございます。その下、目の6資産減耗費でございます。75万2,000円の計上です。これにつきましては、大野原、それから今年度は、今年度と言いましょるか令和5年の繰り越しといたしまして、柿木等々の布設替、管路の改良工事を行います。その部分に対しましての除却部分75万2,000円の計上でございます。

続きまして、16ページを御覧いただきたいと思います。

ここからは、資本的収入及び支出、4条予算でございます。まず収入の部分でございます。

款の1資本的収入です。項の3他会計補助金、目の1他会計補助金でございます。6,001万円の計上でございます。これは一般会計からの繰り入れ部分、4条部分の繰り入れということになります。項の4工事負担金、目の1工事負担金でございます。28万6,000円の計上。これにつきましては、現在、吉原坂折で県営のほ場整備を実施しておりますけれども、そこで管路の移転が出てまいりました。それに対します、島根県からの負担金ということになります。

それから支出でございます。

款の1資本的支出。項の1建設改良費、目の1水道施設整備費でございます。157万3,000円の計上でございます。これは先ほど申しました、吉原坂折のほ場整備にかかります水道管の移設工事にかかる経費でございます。今回、先ほど申しましたけれども、大野原の布設替、それから柿木にも入ってまいります、計画しておりますけれども、今回計上ございません。これにつきましては、先ほども条例改正のところで申しましたけれども、厚生労働省から建設省のほうへ所管替が行われました。工事部門につきましても国土交通省のほうに移管されます。その関係がございまして、今年度分につきましては、6年度分につきましては、非常に予算の流れが不透明であるということで、5年度部分で補正予算がつけました。これは12月のところで補正をさせていただきましては、その関係がございまして、今年度6年度分については布設替の経費は計上しておりません。5年度分を繰り越しまして、その部分で布設替の工事を行っていくということになりますので、ここの部分には計上されていないということで、御理解をたま

わりたいと思います。

続きまして、項の2企業債償還金、目の1企業債償還金でございます。1億1,999万7,000円、これは企業債の償還に充てる金額ということでございます。

以上、説明をさせていただきました。詳細説明を終わらせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 次の会計も関連があるのですが、先日の施政方針で、水道管の更新ということで、町長より料金の値上げはせざるを得ないと施政方針の中で述べられましたが、料金については審議会で検討ということのようではありますが、工事は令和9年度から始まるということですが、具体的に水道の料金、次の下水道もそうですが、水道関係の料金、値上げについての時期的、また規模的、具体的に分かっておればお聞きしたいのですが、町長が水道料金は値上げせざるを得ないということを述べられましたので、具体的にお聞きします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 2月に水道料金の審議会を立ち上げさせていただきました。これは上水も下水も合わせて審議をしていただくというものでございます。全国的な問題ではございますが、管路の老朽化に伴います、それを更新していくための更新事業が発生しております。それを補うために水道料金等の値上げを検討したいということで、審議会のほうにお願いをしているところでございます。

審議会のほうがどういうふうな答申をしていただくかというのは、不透明なところでございまして、今ここでこうなります、こうですということをなかなか申し上げられませんが、改定に至った場合につきましても、拙速な値上げということではなくて、周知期間を十分にとって、皆様方に納得をしていただいてから、料金を上げていきたいと思っておりますので、いろんなパターンがございすけれども、大体のところはもうお金がないので、審議会が終わったらすぐに値上げをしますというところもございすますが、今のところ吉賀町といたしまして考えている部分につきましては、年度をこえて、ここで申し上げていいのか分かりませんが、建設水道課で考えている部分について、もし答申をいただけるのであれば、令和9年あたりからの料金の値上げということになるのではないかとこのように考えているところであります。どのぐらいのということになりますか、なかなか難しいので、御容赦いただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第11、議案第43号令和6年度吉賀町

水道事業会計予算の質疑は保留をしておきます。

ここで10分間休憩します。

午前10時10分休憩

午前10時20分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第12、議案第44号

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第44号令和6年度吉賀町下水道事業会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第44号令和6年度吉賀町下水道事業会計予算であります。

総則、第1条、令和6年度吉賀町の下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

1、処理面積184ヘクタール、2、年間総処理水量32万8,257立方メートル、3、1日平均処理水量899立方メートル、4、主な建設改良事業、下水道施設整備事業3,498万9,000円。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入、第1款下水道事業収益2億3,860万4,000円、第1項営業収益4,976万1,000円、第2項営業外収益1億8,884万3,000円。

支出、第1款下水道事業費用2億3,839万2,000円、第1項営業費用2億1,591万5,000円、第2項営業外費用2,186万7,000円、第4項予備費61万円。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,226万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額289万円、過年度分損益勘定留保資金1,986万7,000円、当年度分損益勘定留保資金5,950万9,000円で補填するものとする。）

収入、第1款資本的収入1億2,680万円、第1項企業債2,760万円、第2項他会計出資金9,600万円、第4項県補助金100万円、第7項負担金及び分担金220万円。

支出、第1款資本的支出2億906万6,000円、第1項建設改良費3,498万9,000円、第2項企業債償還金1億7,407万7,000円。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定め

る。特定環境保全公共下水道事業1,520万円、農業集落排水事業1,240万円。起債の方法、利率、償還の方法は、お読み取りをいただきたいと思います。

一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、収益的支出、第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足が生じた場合における項間の流用。

2、資本的支出、第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項企業債償還金に係る予算額に過不足が生じた場合における項間の流用。

議会の議決を経なければ流用することができない経費、第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費1,121万3,000円。他会計からの補助金、第9条、下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億2,689万2,000円である。

令和6年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします建設水道課長から御説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第44号令和6年度吉賀町下水道事業会計予算について詳細説明をさせていただきます。

ページを進んでいただきまして説明書がございます、その部分から説明をさせていただきたいと思います。つくり的には大体水道の会計と同じでございます。

まず、1ページでございます。収益的収入及び支出でございます。これは3条予算の目までを表したものというふうに御理解をいただきたいと思います。お読み取りをいただきたいと思います。

2ページでございます。資本的収入及び支出、ここにおきましても4条予算の目までを表したものでございます。

3ページでございます。キャッシュフロー計算書でございます。最下段のあたりを見ていただけますと増加額405万5,000円。期首の残高といたしましては6,178万9,000円、期末の残高といたしましては6,629万4,000円の計上でございます。

4ページでございます。給与費明細書でございます。2名の職員の給与を計上しているものでございます。お読み取りをいただきたいと思います。

7ページ、貸借対照表でございます。この部分につきましては、ページが7ページから8ページとわたっておりますので御注意いただきたいと思っております。資産の部といたしましては、309万4,527円ということでございます。

8ページは、負債の部、それから資本の部が計上してございます。負債の部につきましては二重線のところ313万1,946円、資本の部といたしましては、一番下から2行目でございます77万2,580円、この部分の負債と資本の部分とを足しますと390万4,527円ということで資産の部とバランスしてくるというものでございます。

1円部分が計算をいたしますと、点々何ぼというところの上がり下がり部分がございます、これ御理解いただきたいというふうに、間違いはないということで申し訳ございません。

それから、9ページには注記を載せておりますので、お読み取りをいただきたいと思っております。

10ページ、11ページには、令和5年度部分の損益計算書、貸借対照表を載せております。

進んでいただきまして14ページでございます。この部分から詳細に予算の内容について御説明をさせていただきたいと思っております。タブレットの部分につきましても、この分につきましては両サイドに分かれて見えやすくなっておりますので、タブレットのほうが見えやすいかと思っております。

それでは、収益的収入及び支出の収入でございます。

款の1下水道事業収益、項の1営業収益、目の1下水道使用料でございます。4,976万円の計上でございます。下水道使用料金でございます。

続きまして、項の2営業外収益でございます。目の2他会計補助金1億2,689万2,000円の計上でございます。これは一般会計からの繰り入れ部分、3条部分ということでございます。

目の5長期前受金戻入でございます。6,194万5,000円の計上でございます。これにつきましては節を見ていただきまして、国、県それから他会計補助金、工事負担金等々の戻し入れ部分の金額を計上しているところでございます。

続いて、15ページを御覧をいただきたいと思っております。

支出でございます。款の1下水道事業費用、項の1営業費用、目の1管渠費でございます。1,304万2,000円の計上でございます。

主なものといたしましては724万8,000円、光熱水費でございます。それから下を見ていただきまして、修繕費でございます。337万3,000円の計上でございます。これにつきましては、公共下水道とそれから農業集落排水の2つが入っておりますので、それぞれ申し上げますと、公共下水道におきましては汚水ポンプの緊急対応の工事費、修繕費、それから舗装の悪いところがございまして、その部分を補修していく、管路の舗装部分を修繕していくという

工事。それから、六日市保育所の辺りで下水管が少しだれた、勾配がちゃんとなっていてなくて、うまく流れていないところがございます。その部分の修繕費等を計上しております。農集におきましては、緊急対応用の金額を計上しているところがございます。

続きまして、目の2処理場費でございます。4,179万6,000円の計上でございます。主なものといたしましては、節を見ていただきまして光熱水費1,222万円の計上でございます。これは電気代、その他でございますが、主に電気代でございます。

それから、節の委託料でございます。2,412万5,000円でございます。汚泥処理の委託料としまして339万2,000円。それから処理場の維持管理委託料といたしまして1,982万2,000円の計上をしているところがございます。

その下、修繕費でございます。施設の修繕料でございます。200万円の計上、これは施設の緊急対応用の予算でございます。

その下、目の4は総係費になっておりまして、15ページにあります部分は給与費等でございますので、お読み取りをいただきたいと思っております。

16ページへお進みいただきたいと思っております。

総係費の中段あたり委託料がございます、295万7,000円。これを会計指導委託料といたしまして161万8,000円、それから企業会計システム料といたしまして133万9,000円。この部分にかかります金額は公共下水道で8割、農業集落排水で2割という予算配分でお金を出し合っているというふうになっておるところでございます。

続きまして、目の5減価償却費でございます。1億4,568万3,000円でございます。節を見ていただきまして説明部分、建物の減価償却、構築物の減価償却、それから機械及び装置の減価償却等々で計上しているものでございます。

項の2営業外費用、目の1支払利息及び企業債取扱諸費でございます。1,928万7,000円でございます。これは企業債の利息に充てる部分でございます。

続きまして、17ページを御覧をいただきたいと思っております。ここからは4条予算、資本的収入及び支出でございます。

まず、収入でございます。款の1資本的収入、項の1企業債でございます。2,760万円の計上、これは建設改良企業債でございます。

続きまして、目の4県補助金でございます。100万円の計上でございます。これにつきましては、柿木浄化センターの動力の制御盤の設計委託費ということでございます。年が経過いたしました動力盤も傷んでまいりました。その部分について改修をしていくというものでございます。

項の7負担金及び分担金、目の1負担金でございます。200万円の計上。これは受益者負担部分といたしまして10戸部分の新規加入者を計上しているところがございます。

目の2分担金でございます、20万円の計上。受益者分担金でございます。公共下水道、それから農業集落排水、言い方が違っておまして上のほうは公共下水道の新規加入者の予定と申しましょうか、それから下段の部分につきましては、農業集落排水の加入分1件分を計上しているところでございます。

それから、支出のほうでございます。款の1資本的支出、項の1建設改良費、目の1下水道施設整備費でございます。3,498万9,000円を計上しているところでございます。委託料といたしまして367万4,000円、これは先ほど申しました柿木浄化センターの動力制御盤の委託費でございます。

その下、工事請負費でございます。3,131万5,000円の計上でございます。この部分につきましては、公共下水道におきましてはマンホールポンプの高さの調整の工事に関すること、それから下水道の中継ポンプの取り替え、これは緊急用の取り替えの工事の経費を計上しております。

それから、中継ポンプの制御盤の機能強化ということで伝送速度が3Gから4Gに変わっていくというところの対応工事でございます。

公共下水道につきましては、合わせまして1,913万2,000円の計上となります。

農業集落排水事業につきましては、中継ポンプ及びケーブル等の更新、これは中継ポンプが傷んでまいりましたので、その部分、柿木のナンバー1の中継ポンプを取り替える更新の工事でございます。

それから、先ほども申しましたが下水道と同じように制御盤の機能強化ということで3G対応から4G対応にしていかなければならないという経費を計上しております。合わせまして1,218万3,000円、合わせまして3,131万5,000円になるものでございます。

以上、詳細説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑はありませんか。3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 水道もそうなんです、この下水道も、使用料が約5,000万円弱ですね、他会計が1億2,600万円。どう考えても採算が取れない、考え方から行くと当然合わないわけですが。将来的に、まず人口減少、空き家がどんどん増えてくると。そういった観点から見ていくと、この差がどんどん出てくるんじゃないかという懸念が当然起きてくるわけですが。これから5年、10年後、この下水、まあ水道もそうですが、どういった推移で考えておられるかというところをお願いします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

議員がおっしゃいますとおり、今後の推移でございますが、非常に難しいところがございます。安定的なサービスを提供していくということになりますと、やはりなくてはならない施設でございます。

この課題は、先ほど申しましたけれども全国的な課題ということで、まだ吉賀町の場合には下水につきましても、老朽化等々につきましても大きく進んではおりません。施設が新しいですから、しかし、今後耐用年数が経過をいたしましたときに、では、これをもう一度新しく再構築できるのかということになるわけでございます。議員がおっしゃいますとおりに収益的にはとても採算が合っていない、不採算事業でございますので、合っていないという状況を考えますと、やはり抜本的な方向性を持って今後考えていかないといけない。

今回の水道の審議会の中にもそういった部分、今後あるべき姿はどういうことなんだろうかとということも含めて考えていただければということも町長の提案もでございます。そういったところも含めて今後の下水道事業のあり方、もちろん水道事業も含めましてですけども、あり方をまた検討していかなければならないというふうに考えております。

ここで、どういう方向でということとはなかなかお示しできませんけれども、やはり抜本的な何か方向性を持ってやっていかないといけないのかなということ、私自身は思っているところがございます。ここできちんと申し上げられませんが、そういったことをしていかないと多分、今の状況でどちらにしてもやはり機械の高度化で節水型になっていきます。それから人も減っていきますということになりますと、収入が減っていくということになれば、やはり抜本的な何かを考えていかないといけない。その抜本的な何かということをはなかなか申し上げられないけれども、そういった部分も含めて今回も大きな検討ということにならないかと思っておりますけど、方向性を示していただけるんじゃないかということを考えているところでございます。

回答にはならないかもしれませんが、私が申し上げられるのはそこまでということで、御容赦いただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 分かりました。結局、採算性で言えば、ずっと赤字が続いてくると、簡単に言うと。それはもう言えると思うんですね。そこで全国的にそうなんでしょうけど、国の施策としてこういった現象に対して、下水道、水道を含めて、そういう会計制度をもう1回見直すとか支援策を考えているとか、そういったことはないんですか、今。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えさせていただきます。

まず、取り組みましたのがこの企業会計化でございます。やはり見える化をしていかないと今どういう状況になっているのか分からない。こうして企業会計でお示しをしますと料金がこれだ

け入ってきて、それでそれにかかる費用がこれだけあってということが分かってきます。そういたしますと、今後どういったことが大変になってくるのかいろんな問題が見えてくるということで、見える化をまず国はしております。

それから、もう一つありますのは広域化という問題です。水道も含めて下水が今広域化の問題を検討しています。ただ、広域化というふうに簡単に言えば、ばら色のような気がしますけれども、都市部という人口密集地であり、施設も密集しており、それを大きく大きくつなげていくことは物理的なことで簡単なんですけど、こういう中山間地とか島根県西部で山がちで施設も点在をしておいて、そういう施設を統合していくということは、まず物理的に不可能です。そういったところで何かできないかということは一生懸命模索は関係者しておりますけれども、やはり抜本的な解決が見つからないということが今の状況でございます。

ただ、国の方針とすれば、そうした広域化ということをしてらんで、広域化に関する補助金は出しましょう。ですから、どんなことでも頑張ってください言うんですけども、ここを維持するお金は、じゃあ今要るんですよということになるとなかなか難しい。それは企業である以上、独立採算と申しましょか、お金を稼いで、そのお金を稼いだ分で維持をしてくださいというのが国のスタンスということになります。

ですから、広域化も大きくして、ちゃんと運営できるようにしましょうということが目的なので、じゃあ地域まできちんとというふうな視点はあるのかなのかということ是非常に疑問のところがございます。ただ、国とすれば水道も下水も広域化ということで検討しろということで検討している状況でございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今のお話ですと、結局は政治的に判断をしなければいけないと、そういうふうに聞こえましたので、そういう点では町長も頑張っていていただくと想像はしますが、そうでないという地域、特に中山間地域というのは成り立たないということをもっといろんな形で国への働きかけということもいるというふうに受け止めてよろしいですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 予算とは別の次元の話なので、私のほうからお答えをさせていただこうと思いますが。先ほど、まず吉賀町としてやりましたのは企業会計の転換でございました。これをして、まさに見える化をすると、経営状況。まず、これが一番でございます。

ここがまずできましたので、2月の頭のところで上下水道の料金に関わる審議会を設立をさせていただいて、現状、施政方針にも書いたような状況を委員の皆さんにもお伝えをさせていただいて、このような状況を打破するためには、やはり厳しい状況の中ではございますが、料金の値上げ等を御審議いただかなければならないということをアナウンスをさせていただきました。

それはそれとしてやるにいたしましても、国のほうでは先ほど課長申し上げましたように、広域化の問題であったり、それから数年前からはコンセッション方式ということで、公的な部分でなくて外へ出せるものはどんどん出していきましょう、こういったことも言われるんですが、先ほどからお話がありますように中山間地にこうした特に小さな自治体においてですね、そうした広域化とかコンセッション方式ができるかどうかということで考えると、地域交通と全く同じでございまして、インフラ整備をするのに、こうした小さい自治体が幾らあがいても、これ無理なものは無理なんです。

ですから、広域の問題もインフラをまさにリンクをするという方法もありますけど、そうでなくて今吉賀町が近隣の自治体をやっておりますのは、いわゆる小さいことなんですけど物品の購入を共同で購入するとか、そうして少しずつこの費用、コストを下げていくということしかできないわけですね。

ですから、これをやっておってもらちが明かないということになりますので、これはやはり違った次元、先ほど9番議員のほうから政治的なということもございましたが、当然それが必要だと思います。我々のその声を届けるものとしては、町村会とかそうした組織もあるわけですので、そうしたところで要望を上げながら、今度は厚労省から環境省と国土交通省へ所管が移りましたので、恐らくこれまで道路とか河川の関係で国土交通省にも年何回も行きましたが、加えてこの下水とか水道の関係についても要望に行かなければならないかと思えます。

それも、この状況が省庁の業務の移管が分かっておりましたので、もう年内の要望活動の折、それから今回、行政報告の中で町村会の特別交付税の要望活動のお話もさせていただきましたが、そのときも地元の国会議員の先生のほうには、こうしたこともあるんですよということは既にアナウンスをさせていただいておりますので、これから関係する自治体と一緒に要望活動等させていただきたいと思えます。

それから、まだまだ我々できるところと言え、特に加入率の促進は、これやはり地道にやっつけていかなければならないかと思えます。地元の要望に応じてインフラの整備はしたんですが、結果的になかなか接続率が悪いということもありますので、これは我々の汗をかかなければならないということだと思えますから、もうこの経営のことも含めてでございますが、しっかり住民の皆さんにお願いもさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） この下水道費用の処理場費についてお伺いしますが、これは町内3か所の処理場の合計額だと思いますが、そこでそのおおよその割合、3か所のおおよそでいいですから割合をちょっと分かれば教えてください。

それと、その処理場の中で一番委託料以外には電気料だろうと思います、光熱水費。ほとんど電気料だと思うんですが、この電気料のコストダウンについて太陽光発電とか、そういった町でそういう、今太陽光発電についての議案も出ておるわけですが、そういったコストダウンについて検討されたかどうかお伺いします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

公共下水道とそれから農業集落排水における処理場の金額割合、先ほども委託料等でお話をさせていただきました、大体8・2ぐらいというふうに考えています、8割・2割。これが我々がいろんな部分で経費分けをするときに使用する金額でございまして、処理場にかかわらず大体の中でそういった8割・2割という負担割合でしておりますので、そういったところで御理解いただきたいと思います。

それから、コストでございませけれども、処理におけるコスト、それから電気等もそうになってまいりますけれども、いろんな部分がございます。太陽光というのも議員がおっしゃいましたが、たしか（ニッケイ）かなというふうなこともあります、どうしても日中の電力、それから夜間の部分の電力ということで、常時休みなく動いているということですので、昼間部分でもそういった部分で賄える部分があるんなら、それも一つの方法かなということもあろうかと思えます。

それから、出てきた堆肥と言いましょか、汚泥ですね。これを今、肥料化にしていこうという動きもございませますが、やはり下水ということでございまして一つ癖があるようでございませ。その辺、私も農業に詳しくございませないので、使う肥料の中に含まれるものについて、みんなが使えるようにならないというところもどうもあるようでございまして、そういった部分の克服も求められている。

それから、発生するガスで発電を逆にしていく、そういうのもあります。ただ、これも全て大きなシステムの中でできるというものでございまして、やはり我々のように小さな施設がそれを、じゃあ小さいところでやれば小さい分だけもうかるということにはなかなかならないということがありますので、非常に難しい問題がある。ただ、全体的にはそういうガスとか発電とか、それから堆肥とか、そういったものを振り分けていこうというふうになんとか開発していこうという動きがあるのは確かでございます。

今後もアンテナを高くして、いろんな技術が開発されていくと思っておりますので、そういった部分も取り入れられれば取り入れられるように検討していきたいというふうに思っています。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第12、議案第44号令和6年度吉賀町下水

道事業会計予算の質疑は保留をして、次に行きます。

日程第13. 議案第45号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第45号令和6年度吉賀町病院事業会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第45号令和6年度吉賀町病院事業会計予算であります。

総則、第1条、令和6年度吉賀町病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

1、業務量（1）病床数、12月までは一般病床50床。1月から一般病床20床、地域包括ケア病床30床であります。

（2）患者数、年間延患者数は3万2,765人、1日平均患者数といたしましては116.9人であります。そのうち入院患者であります年間延患者数1万3,455人、1日平均患者数36.9人、外来患者、年間延患者数1万9,310人、1日平均患者数は80人であります。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は次の通りと定める。

収入、第1款病院事業収益8億3,298万円、第1項医業収益6億216万4,000円、第2項医業外収益2億3,081万6,000円。

支出、第1款病院事業費用8億3,298万円、第1項医業費用8億2,977万円、第2項医業外費用221万円、第3項予備費100万円であります。

一時仮入金、第4条、一時仮入金の限度額は5,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第5条、予定支出の各項の経費金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。（1）収益的支出第1款病院事業費用のうち、第1項医業費用、第2項医業外費用に係る予算額に過不足が生じた場合における項間の流用。

他会計からの補助金、第6条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は2億134万4,000円である。

令和6年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします医療対策課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） 失礼いたします。議案第45号令和6年度吉賀町病院事業会計予算について詳細説明をさせていただきます。

資料につきましては、議案の第45号令和6年度吉賀町病院事業会計予算で説明をさせていただきます。

まず、最初から少しだけ簡単に説明をさせていただきます。また、タブレットにつきましては、最後の8ページのところで詳細のほうの説明なんですが、少し切れておりますので、資料のほうが見やすいかなというふうに思っておるところでございます。よろしくお願いします。

それでは、最初の1ページのところですが、1ページについては款から目までの予算というところになっております。

続いて、2ページについてがキャッシュフロー計算書でありまして、一番下のところに資金の期首残高、それから資金の期末残高というところを見ていただければというふうに思います。

それから、3ページにつきましては債務負担行為に関する調書ということで、令和6年度から10年度までの債務負担行為というところでの調書になります。

それから、4ページについてですが、4ページについてが令和6年度の貸借対照表というところでございます。資産の部、それから資本の部のほうが合計欄が一緒となっているところでバランスが取れているというような状況になります。

続いて、5ページについてが、令和5年度の損益計算書というところで載せているところです。

続きまして、6ページ、7ページにつきましては、令和5年度の予定貸借対照表というところで参考までに見ていただければというふうに思います。

それでは、詳細のほうの説明になりますが、8ページを御覧いただければというふうに思っております。

まず、令和6年度につきましても収益的収入及び支出のみということになっておりまして、資本的収入及び支出のほうはございません。

まず、収入の款1病院事業収益は8億3,298万円としております。

項1医業収益について、目1入院収益については、一般病床50床に対し稼働率を60%から段階的に引き上げていきまして、7月から70%、10月からは80%、1月からは85%として積算をしているほか、1月からは看護師配置基準13対1から10対1、それから入院施設基準の地域一般1の区分から急性期一般6、これが20床、地域包括ケア病棟1の30床に病床転換を行う積算をしておりまして、3億8,350万5,000円としております。

目2外来収益につきましては、総合診療をはじめとします医科外来については1日当たり70人、歯科口腔外科については1日当たり10人として、診療日数については244日で積算をして1億5,636万5,000円としております。

それから、目3その他医業収益の室料差額収益につきましては、個室の利用率を70%として積算をして168万6,000円としております。

また、公衆衛生活動収益としまして、健診等に係る保険予防活動収益になるんですが、こちらを1,687万4,000円、その他医業収益としまして訪問リハビリ・通所リハビリの収益で4,373万4,000円計上しております。

続きまして、項2医業外収益についてですが、目1他会計補助金は一般会計からの繰入金に該当するもので2億134万4,000円としております。

それから、目2長期前受金戻入につきましては、固定資産の取得財源となっております長期前受金の戻入で、支出の減価償却費と同額の2,383万2,000円でございます。

それから、目3その他医業外収益につきましては、診断書料、おむつ代、主治医意見書の収益で564万円としております。

次に、下段の表で支出の款1病院事業費用の項1医業費用についてです。

目1経費は8億593万8,000円です。内訳につきましては、土地の賃借料140万8,000円、指定管理者への交付金8億437万2,000円、各種団体への負担金12万8,000円、建物災害共済3万円としております。

目2減価償却費につきましては、建物、医療用器械備品、その他器械備品、車両の減価償却費で2,383万2,000円となっております。

続きまして、項2医業外費用についてですが、目1支払利息及び企業債取扱諸費は、一時借入金利息として1万円計上をしております。

それから、目2消費税及び地方消費税は、課税収益に対する消費税額として220万円計上しております。

最後です。項3予備費については、100万円計上しております。

議案第45号に関する詳細説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 土地賃借料が140万8,000円上がっておりますが、ちょっと今まで不明なことがありましたので、具体的に個別の名前は結構ですが、賃借料について具体的に詳細をお願いします。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） お答えします。

土地賃借料につきましては、病院建物の底地であります民地の使用料となっております。

以上です。よろしく願いします。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 1戸、1軒というのは1家ということですか。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） 1軒になります。

○議長（安永 友行君） ありませんか。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） このよしか病院は、昨日から本格的に営業していたわけですが、実際に私、詳細が分かりません。というのが、人員が今の人件費の例えば内訳が、何人おって何人という詳細が全然分かっておらんわけです。そうした詳細を分かれば、人件費に限って今どういう対象の方が何名、何名というのが分かりましたら教えてください。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） 質問にお答えしますが、人件費につきましては、医療法人カタクリ会への指定管理料の中に含まれているということで、先月、全員協議会でお示しをした資料のところでは説明ができないというふうに思っておりますので、その点については御了解をさせていただきたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 他会計補助金で2億円とつけておりますが、確認ですが、前、収支がもう出たんですが、あと二、三年後になれば、この他会計がゼロになるというふうに個人的に解釈しているんですが、その辺の推移的なものが分かれば教えてほしいんですが。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） 失礼します。他会計補助金については、一般会計からの繰入金ということですので、ゼロにはなりません。というのも、地方交付税、特別交付税が一般会計から繰り入れをされるということになりますので、そちらについては、引き続き残っていきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 分かりました、地方交付税とか。この金額より下がるということですよ。じゃないですか、下がらない。もうこれは一定した金額ですか。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） こちらについて、先ほど言いました地方交付税と特別交付税というところなんですけど、令和6年度につきましては、普通交付税と特別交付税なんですけど、普通交付税部分しか令和6年度は入りません。令和7年度からは特別交付税も入りますので、その部分は当然増えていくということと。

あと算定基準については、あくまでも最大使用病床数というのが積算式になっておりますので、常に50床であれば一定の金額が入るんですが、そこが下がってしまうようなことがあれば、当然金額が下がるというようなことになりますので、一定というわけではございませんので、

その辺についてお願いします。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第13、議案第45号令和6年度吉賀町病院事業会計予算の質疑は保留をしておきます。

日程第14. 議案第46号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第46号令和6年度吉賀町興学資金基金特別会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第46号令和6年度吉賀町興学資金基金特別会計予算であります。

令和6年度吉賀町興学資金基金特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,594万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

第1表は歳入歳出予算、まず、歳入でございます。

款1財産収入、項1財産運用収入1,000円、3繰入金、1基金繰入金972万円、2他会計繰入金5万9,000円、5諸収入、1貸付金元利収入616万6,000円、これに伴います歳入合計は1,594万6,000円となります。

続きまして、歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費1,594万6,000円、歳出合計も同額でございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第46号令和6年度吉賀町興学資金基金特別会計予算について説明を申し上げます。

歳出予算から説明をさせていただきます。予算書につきましては7ページをお開きいただければと思います。予算書7ページの上からです。

総務費、総務管理費、1一般管理費、002一般事務管理費でございます。合計で5万

9,000円の予算計上がしてありますけれども、興学資金の審査会の委員の報酬と費用弁償と
いうことです。2回分の予算計上をいたしております。

それから、その下の003貸付金です。これは文字どおり貸付金でございます。内訳について
申し上げておきたいと思えます。既存の貸付者につきましては17名分、それから新規の貸付者
については10名分を見込みまして、合わせて972万円の予算計上ということなのです。

それから、その下の2財産管理費、003基金積立金でございます。返還いただいた部分、こ
れを積立てていくというものでございます。合計で616万7,000円でありますけれども、
内訳について説明いたします。本年度の返還予定部分ということで558万円、それから滞納部
分というところで58万6,000円、それから利子分ということで100円を見込みまして、
合計で616万7,000円ということになってまいります。

それでは、1枚戻っていただきまして、6ページ、歳入でございます。

上から財産収入、財産運用収入、1利子及び配当金です。文字どおり利子といたしまして
1,000円の予算計上。それから、その下の繰入金、基金繰入金、1興学資金基金繰入金です。
これについては先ほど歳出で申し上げました貸付金と同額の予算計上というところでござい
ます。

それから、その下の繰入金、他会計繰入金、1一般会計繰入金、5万9,000円の予算計上
があるかと思えます。歳出で申し上げますと審査会経費に係るところでござい
ます。

それから、その下の諸収入、貸付金元利収入、1貸付金元利収入ということで、ここで先ほど
も申し上げました貸付金元利収入として、本年度分の返還金として558万円、それから滞納繰
越分というところで見込みを立てておりまして、それが58万6,000円で予算計上という
ところで見ただけであればと思えます。

以上、議案第46号の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第14、議案第46号令和6年度吉賀町興学
資金基金特別会計予算の質疑は保留をしておきます。

ここで10分間休憩します。

午前11時18分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

.....

日程第15、議案第47号

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第47号令和6年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第47号令和6年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算であります。

令和6年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億3,654万2,000円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用、第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上した予算に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

令和6年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

「第1表歳入歳出予算」のまず歳入であります。

款4国民健康保険税、項1国民健康保険税8,296万2,000円、2使用料及び手数料、1手数料3万9,000円、6県支出金、1県負担金・補助金5億8,368万6,000円、7財産収入、1財産運営収入2,000円、8繰入金、1他会計繰入金6,974万6,000円、9繰越金、1繰越金1,000円、10諸収入、1延滞金加算金及び過料2,000円、2雑入10万4,000円。歳入合計は7億3,654万2,000円であります。

続きまして、歳出であります。

款1総務費、項1総務管理費2,786万7,000円、2徴税費123万円、3運営協議会費19万7,000円、2保険給付費、1療養諸費4億7,711万5,000円、2高額療養費8,147万3,000円、3移送費1,000円、4出産育児諸費150万円、葬祭諸費45万円、3国民健康保険事業費納付金、1医療給付費分9,077万6,000円、2後期高齢者支援金等分3,294万3,000円、3介護納付金分1,002万5,000円、7共同事業拠出金、1共同事業拠出金1,000円、8保健事業費、1保健事業費374万2,000円、2特定健康診査等事業費720万8,000円、9基金積立金、1基金積立金2,000円、10諸支出金、1償還金及び還付加算金50万3,000円、11予備費、1予備費150万9,000円。

歳出合計は7億3,654万2,000円となるものであります。

事項別明細書以下につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げます。

すので、よろしくお願いいいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長からの詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） それでは、議案第47号令和6年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算について詳細説明を行います。

予算書10ページをお開きください。歳出についてでございます。

前年度と比較をいたしまして、主な増減がある箇所について御説明をさせていただきます。

1款総務費、目1一般管理費についてでございます。前年度比391万1,000円の減額でございます。こちらにつきましては、主には人件費でございまして、新規採用職員を想定した計上によりまして人件費を減額しているところでございます。

続きまして、目2連合会負担金についてでございます。前年度比10万5,000円の増額でございます。

右に行っていただきまして、003連合会負担金のところの業務運営関係委託料でございますが、こちらの単価が改定されたことにより増額となっております。

続いて、次のページの11ページをお開きください。

目1賦課徴収費、前年度比122万8,000円の増額でございます。こちらにつきましては、会計年度任用職員の雇用を見込んでおるところでございます。庁舎職員といたしまして、そちらを想定して計上をしております。

一番下の2款保険給付費、目1療養給付費、前年度比746万6,000円の増額でございます。こちらは団塊の世代が後期高齢者医療保険に移行していることも影響いたしまして被保険者は減少しているところではございますが、給付費につきましては、コロナ禍の受診控えから一転しまして高止まりしておる状況でございます。今後も同様の傾向が見込まれる予定としております。

目3療養費についてでございますが、前年度比13万1,000円の増額でございます。

続きまして、予算書12ページをお開きください。

目5審査支払手数料についてでございます。前年度比9万4,000円の減額でございます。こちらにつきましては、前年度実績により算出をしているところでございます。

次の退職被保険者等療養給付費及び、その下の退職被保険者等療養費についてでございますが、令和6年度で制度廃止となることから廃目としているところでございます。

その下の目1高額療養費につきましては、前年度比757万2,000円の増額でございます。こちらは療養給付費と同様に増額となっております。

その下の目3高額介護合算療養費は、変動がございません。

その下の退職被保険者等高額療養費及び退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、

制度廃止により廃目としております。

予算書13ページをお開きください。

3項移送費の2番目でございます。退職被保険者等移送費につきましては、同様に廃目としております。

その下の1出産育児一時金についてでございます。前年度比18万円の減額でございます。こちらは50万円の見込み3名分で計上をしております。

それから、予算書14ページをお開きください。

3款国民健康保険事業費納付金、目1医療給付費分、前年度比217万9,000円の減額でございます。

その下の目1後期高齢者支援金等分、前年度比135万6,000円の減額でございます。こちらも被保険者の減少による影響で減額となっております。

その下の目1介護納付金分、前年度比75万7,000円の増額でございます。こちらは療養給付費と同様に、団塊の世代の後期高齢者医療保険への移行が影響して増額となっております。

予算書15ページをお開きください。

8款保健事業費、目1保健衛生普及費、前年度比41万4,000円の減額でございます。県支出金の支給要件が変更されたために減額としております。

その下の目1特定健康診査等事業費、前年度比124万3,000円の減額でございます。こちらは被保険者が減少したことにより減額となっております。

予算書16ページをお開きください。

9款基金積立金、目1国民健康保険事業基金積立金、前年度比1,000円の増額でございます。こちらは令和5年度実績により計上をしております。

10款諸支出金の退職被保険者等の部分につきましては、制度廃止により廃目としております。

予算書17ページをお開きください。

11款予備費、目1予備費につきましては、予算調整により前年度比264万円の減額で計上をしております。

以上の歳出に伴う歳入についてでございます。

予算書は戻っていただきまして、6ページをお開きください。

1款国民健康保険税についてでございます。昨年、税率改正をしたことから減額としております。

目1国民健康保険税、前年度比444万1,000円の減額でございます。その下の退職被保険者につきましては、廃目としております。

目2督促手数料につきましては、前年度比1万9,000円の減額でございます。令和4年度

実績によりまして3万9,000円を計上しております。

予算書7ページをお開きください。

6款県支出金、目1保険給付費等交付金につきましては、事業費納付金等の増額によりまして、前年度比2,074万4,000円の増額でございます。

中段の7款財産収入、目1利子及び配当金につきましては、前年度比1,000円の増額で前年度実績による計上でございます。

その下の8款繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、前年度比1,107万9,000円の減額でございます。主には、職員給与費等の繰入金、それから税率改正による影響で保険基盤安定繰入金の減額が主な要因でございます。

予算書8ページを御覧ください。中段でございます。

10款諸収入、退職被保険者につきましては、廃目となっております。

予算書9ページを御覧ください。

一番上の目5雑入でございます。療養給付費等交付金以外につきましては、退職者制度の廃止に伴い、廃目となっております。

なお、予算書18ページから22ページにつきましては、給与費明細ですので、お読み取りをお願いいたします。

以上、議案第47号令和6年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算の詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長からの説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 歳出の15ページになります。特定健康診査についてですが、特定健診の意味かいね。これは年齢は関係ないんですか。

それと、その中のがん検診、これは年齢は関係ないと思うんですが、これは何人ぐらいが予定されておるんですか。

○議長（安永 友行君） 中林課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。

まず、特定健診の対象年齢の件でございます。国民健康保険に加入された方で40歳以上の方が該当になっております。

それから、がん検診の内訳でございます。胃がん検診の方につきましては150名分、子宮がん検診につきましては80名分、それから肺がん検診につきましては10名分、大腸がん検診につきましては500名分を見込んで計上させていただいております。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 今の課長の説明で再三出てくるのが、被保険者の減少という言葉が出てきます。反面、団塊の世代に対する給付金が増えるということが出ておりますが、ますますこの傾向は続くと思うんですが、保険料は税率の改正ということで減額になっておりますが、やはり先を考えますと被保険者は減る一方だと思います。そのことによって保険料が上がるというのでしょうか、若い人に負担がかかるとか、そういうことは今後の傾向としてどうなんでしょうか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 中林課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 今の御質問の内容でございます。これは先ほど水道のところでも出ましたが、人口減少というところで我々吉賀町だけではなく、県内あるいは全国で同様の問題が発生しているところでございます。

国民健康保険につきましては、平成30年に県の事業といたしまして県が掌握して保険料等も……。失礼しました。保険料は各自治体で算定をしておるところでございますが、県のほうでも全国で動きがございまして、今、県内統一というところを目指して行っているところでございます。

島根県におきましても、県のほうからもそういった動きがあるということで、昨年うちのほうとしましては税率を下げさせていただきましたが、先ほどもちょっと予算の中でも申し上げましたとおり、医療費が吉賀町だけではなく、島根県全体で上昇しているような状況でございます。そういったところを考えますと、保険税を上げざるを得ない時期が来るということは否めないところではあるというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 特定健診は40歳以上と言われたんですが、後期高齢者、40歳以上、それも入ると思うんですけど、たしか年を取るとだめだということがあるような気がするんですが、それは関係ないですか。40歳以上は全部対象になりますか。例えば70歳とか80歳とか、そういう高齢者は対象外ということじゃありませんか。

○議長（安永 友行君） 中林課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 後期高齢者におきましては、後期高齢者医療の事業のところでは計上をさせていただきます。こちらにつきましては、国民健康保険者の事業として計上させていただいているところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第15、議案第47号令和6年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算の質疑は保留をしておきます。

日程第16. 議案第48号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第16、議案第48号令和6年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第48号令和6年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算であります。

令和6年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,466万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

まず、「第1表歳入歳出予算」の歳入であります。

款1後期高齢者医療保険料、1後期高齢者医療保険料7,607万9,000円、2使用料及び手数料、1手数料1万1,000円、4繰入金、1一般会計繰入金1億8,497万円、5繰越金、1繰越金1,000円、6諸収入、1延滞金加算金及び過料3,000円、2償還金及び還付加算金3万1,000円、5雑入356万9,000円。

歳入合計は2億6,466万4,000円でございます。

続きまして、歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費430万5,000円、2後期高齢者医療広域連合納付金、1後期高齢者医療広域連合納付金2億6,032万8,000円、3諸支出金、1償還金及び還付加算金3万1,000円、歳出合計2億6,466万4,000円となるものであります。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。中林課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） それでは、議案第48号令和6年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について、詳細説明を行います。

予算書8ページをお開きください。

歳出についてでございます。

先ほどと同様でございますが、前年度と比較し、主な増減がある箇所について御説明をさせていただきます。

1 款総務費、目 1 一般管理費についてでございます。前年度比 26 万 9,000 円の増額でございます。

右に行ってくださいまして、003 健康診査事業費 356 万 8,000 円についてでございます。

令和 5 年度より健康診査事業につきまして、前年度実績に基づき増額をしておるところでございます。

また、昨年度まで人間ドック助成といたしまして計上しておりました 113 万円の扶助費を減額しております。

次に、2 款後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、前年度比 190 万 2,000 円の増額でございます。こちらにつきましては、団塊の世代の後期高齢者への移行が影響していることから、被保険者の増加により増額となっております。

予算書 9 ページを御覧ください。

3 款諸支出金、目 1 保険料等還付金、前年度比 1,000 円の増額でございます。

右に行ってくださいまして、003 保険料等還付金の下の過誤納等還付金につきましては、令和 4 年度実績により計上をいたしております。

以上の歳出に伴う歳入についてでございます。

予算書 6 ページをお開きください。

1 款後期高齢者医療保険料、目 1 特別徴収保険料、前年度比 156 万 3,000 円の増額でございます。

次の目 2 普通徴収保険料、前年度比 266 万 3,000 円の増額でございます。

両方とも先ほどの歳出の中で御説明させていただいたとおり、団塊の世代の後期高齢者への移行による新規被保険者の影響により増額をしているところでございます。

なお、予算書 6 ページの下の繰入金から 7 ページにつきましては、前年度実績による金額を計上しておりますので、お読み取りください。

以上、議案第 48 号令和 6 年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算の詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第 16、議案第 48 号令和 6 年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算の質疑は保留をしておきます。

ここで昼休み休憩とします。

午前11時56分休憩

午後1時01分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を再開します。

日程第17. 議案第49号

○議長（安永 友行君） 日程第17、議案第49号令和6年度吉賀町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第49号令和6年度吉賀町介護保険事業特別会計予算であります。

令和6年度吉賀町介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億8,402万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用、第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

令和6年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

「第1表歳入歳出予算」のまず歳入であります。

款1保険料、項1介護保険料1億7,480万9,000円、2使用料及び手数料、1手数料1万1,000円、3国庫支出金、1国庫負担金1億6,357万7,000円、2国庫補助金1億1,340万3,000円、4支払基金交付金、1支払基金交付金2億6,578万3,000円、5県支出金、1県負担金1億4,325万6,000円、3県補助金631万1,000円、6財産収入、1財産運用収入1,000円、7繰入金、1他会計繰入金2億1,276万1,000円、8繰越金、1繰越金1,000円、9諸収入、1延滞金及び過料2,000円、2雑入411万1,000円。

歳入合計は10億8,402万6,000円となります。

歳出であります。

款1総務費、項1総務管理費5,214万5,000円、3介護認定審査会費1,431万

2,000円、4趣旨普及費75万9,000円、2保険給付費、1介護サービス等諸費8億3,359万7,000円、2介護予防サービス等諸費3,100万9,000円、3その他諸費82万1,000円、4高額介護サービス等費3,000万1,000円、7特定入所者介護サービス等費4,521万6,000円、10高額医療合算介護サービス等費350万1,000円、3財政安定化基金拠出金、1財政安定化基金拠出金1,000円、4基金積立金、1基金積立金1,000円、5地域支援事業費、1介護予防・生活支援サービス事業費3,077万2,000円、2一般介護予防事業費536万9,000円、3包括的支援事業・任意事業費1,835万1,000円、5その他諸費14万7,000円、6諸支出金、1償還金及び還付加算金10万2,000円、2他会計繰出金495万1,000円、7予備費、1予備費1,297万1,000円であります。

歳出合計10億8,402万6,000円となるものであります。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長からの詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） それでは、議案第49号令和6年度吉賀町介護保険事業特別会計予算について、詳細説明を行います。

予算書10ページをお開きください。

歳出についてでございます。

前年度との比較により、主なところについて御説明をさせていただきます。

1款総務費、目1一般管理費についてでございます。前年度比182万4,000円の増額でございます。

主には、右に行っていただきまして001人件費分でございます。昨年の給与改定による増額と、下にあります002一般管理事務費の中の業務運営関係委託料でございます。その中の地域包括支援センターの運営事業についてございますが、そちらの予算の組み替えにより減額をしているところでございます。

また、その下のシステム保守委託料につきましては、介護保険の標準化システム移行費用といたしまして増額をしているところでございます。

予算書11ページを御覧ください。

1款総務費の目1認定調査費、前年度比42万3,000円の減額でございます。

まず、003の認定調査費の会計年度任用職員に係る報酬、期末手当、勤勉手当につきましては、給与改定及び勤勉手当の創設によりまして増額をしているところでございます。

一番下の益田地区広域市町村圏事務組合負担金につきましては、前年度実績によりまして減額

計上をしているところでございます。

その下の目の1趣旨普及費についてでございます。第9期介護保険事業計画のパンフレットの印刷費といたしまして、75万9,000円を計上しているところでございます。

その下の2款保険給付費についてでございます。給付費の予算につきましては、前年度実績によりまして計上をしております。

目1居宅介護サービス給付費、前年度比2,321万円の減額でございます。こちらにつきましては、認定を受けてもサービスを利用していない方がいらっしゃることにによりまして給付費が下がっております。

予算書12ページを御覧ください。

2番目でございます。目3地域密着型介護サービス給付費、前年度比328万5,000円の増額でございます。こちらにつきましては、七日市デイサービス等の地域密着型の利用者が増えているということで増額をしております。

次に、2つ下の目5施設介護サービス給付費、前年度比42万5,000円の増額でございます。

その2つ下の目7居宅介護福祉用具購入費、前年度比29万7,000円の減額でございます。

予算書13ページを御覧ください。

目8居宅介護住宅改修費、前年度比84万2,000円の減額でございます。要介護度の重たい方の住宅改修費で、前年度実績により計上をしております。

目9居宅介護サービス計画給付費、前年度比76万2,000円の減額でございます。こちらにつきましては、人口減少による影響により減額となっております。

次の目1介護予防サービス給付費、前年度比161万5,000円の減額でございます。認定者数の減少による減額でございます。

予算書14ページを御覧ください。

上から3番目の目5介護予防福祉用具購入費、前年度比29万8,000円の減額でございます。要支援者の福祉用具購入費でございます。前年度実績による計上でございます。

その下の目6介護予防住宅改修費、前年度比19万円の増額でございます。こちらにつきましては、要支援者の住宅改修費でございます。前年度より申請が多かったことによる増額となっております。

その下の目7介護予防サービス計画給付費、前年度比37万2,000円の減額でございます。人口減少の影響による減額としております。

予算書15ページを御覧ください。

中段の目1高額介護サービス費、前年度比5万7,000円の減額でございます。こちらは前

年度実績による計上でございます。

続いて、予算書16ページを御覧ください。

目1 特定入所者介護サービス費、前年度比225万9,000円の増額でございます。こちらにつきましては、過年度分請求があった影響によりまして増額をしております。

目1 高額医療合算介護サービス費、前年度比47万8,000円の増額でございます。こちらにも前年度実績による計上でございます。

予算書17ページをお開きください。

一番下の目1 介護予防・生活支援サービス事業費、前年度比71万4,000円の減額でございます。こちらにつきましては訪問型についてでございますが、給付費が増額しておりまして、特にヘルパー事業が伸びております。通所型につきましては、利用者が減っていることによって減額をしております。

予算書18ページをお開きください。

一番上の目2 介護予防ケアマネジメント事業費、前年度比52万6,000円の増額でございます。こちらにつきましては、早期に認定を受けることにより利用が伸びていることによって増額としております。

次の目2 介護予防普及啓発事業費、前年度比208万9,000円の減額でございます。こちらには介護予防教室等の事業につきまして、予算の組み替えによって減額をしております。

その下の目5 地域リハビリテーション活動支援事業費、前年度比36万4,000円の減額でございます。こちらにも予算の組み替えによる減額でございます。

目5 任意事業費、前年度比60万3,000円の増額でございます。

右に行っていただきまして、003食の自立支援事業費で件数が増加したことにより増額としております。

予算書19ページをお開きください。

目7 在宅医療・介護連携推進事業費、前年度比278万6,000円の増額でございます。先ほどの介護予防普及啓発事業費と地域リハビリテーション活動支援事業費で予算組み替えをして減額をしておりましたが、その後、増額分となります。

その下の目8 認知症総合支援事業費、前年度比340万4,000円の増額でございます。こちらは一般事務事業費の地域包括支援センター運営費の組み替えによる増額でございます。

予算書20ページを御覧ください。

目1 他会計繰出金、前年度比9万1,000円の減額でございます。

歳入歳出の調整といたしまして、目1 予備費、前年度比281万5,000円の減額でございます。

以上の歳出に伴う歳入についてでございます。

予算書6ページに戻っていただければと思います。

1款保険料、目1第1号被保険者介護保険料、前年度比502万6,000円の減額でございます。こちらにつきましては、人口減による影響により減額としております。

その中段の3款国庫支出金、目1介護給付費負担金から予算書9ページの中段の9款諸収入、延滞金及び過料までにつきましては、歳出の補助事業の対象による計上と前年度と同額を計上しているものとなっておりますので、お読み取りをお願いいたします。

また、予算書9ページの一番下でございますが、4の雑入についてでございます。

先ほど食の自立支援事業のところでお説明をさせていただきましたが、利用者の増加に伴う利用者負担で前年度比81万3,000円の増額でございます。

なお、予算書22ページから26ページにおきましては、給与費明細書ですので、お読み取りを頂きたいと思っております。

以上、議案第49号令和6年度吉賀町介護保険事業特別会計予算の詳細説明を終わります。よろしくお読みいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第17、議案第49号令和6年度吉賀町介護保険事業特別会計予算の質疑は保留をしておきます。

日程第18、議案第50号

○議長（安永 友行君） 日程第18、議案第50号令和6年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第50号令和6年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算であります。

令和6年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,163万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

「第1表歳入歳出予算」の歳入であります。

款1発電事業収入、1売電収入6,162万6,000円、2財産収入、1財産運用収入4,000円、4繰越金、1繰越金1,000円、5諸収入、1雑入1,000円。

歳入合計が6,163万2,000円でございます。

続きまして、歳出でございます。

款1総務費、項1施設管理費3,985万1,000円、2諸支出金、1諸支出金2,128万1,000円、7予備費、1予備費で50万円。

歳出合計が6,163万2,000円となるものであります。

事項別明細書以下につきましては、所管いたします柿木地域振興室長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。深川柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（深川 千恵君） では、議案第50号令和6年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算の詳細説明を行います。

小水力発電事業につきましては、規模・内容共におおむね昨年同様のものとなります。

それでは、歳出のほうから先に説明いたします。

予算書の7ページをお開きください。

まず、総務費です。総務費の施設管理費、目1一般管理費ですが、人件費としまして、柿木地域振興室の職員1名の給与及び職員手当等として963万3,000円を計上しております。

一般管理費としまして、発電所の管理や作業に当たっていただく会計年度任用職員の報酬及び費用弁償、流水占用料としての使用料、売電料に係る消費税等で1,094万9,000円を計上しています。そのうち消費税に関わる公課費としまして、令和5年度分の精算支払いと令和6年度分の中間申告が必要となりますので、567万3,000円を計上しております。

続いて、目2財産管理費の維持管理費といたしまして、消耗品や消防設備点検などの維持管理費に関わる予算として46万7,000円を計上しております。

次のページに入ります。

次に、基金積立金につきましては、施設整備の修繕や将来の設備等の更新などに備えて利子分も含めまして1,880万2,000円を計上しております。

続いて、諸支出金です。諸支出金の目1補償費ですが、高津川漁協協同組合に支払います稚鮎の補償費となります。稚鮎1匹当たりの単価47.08円の2万7,200匹分で128万1,000円となります。

次に、目3操出金です。一般会計操出金2,000万円につきましては、将来の子育て支援策に関わる財源確保の目的で、まちづくり基金への積立金に充てていきます。

予備費です。予備費につきましては、不測の事態に備えて50万円を計上しております。
続いて、歳入のほうに入ります。

6ページのほうをお開きください。売電事業収入です。

まず、発電事業収入の売電収入についてですが、順調な発電を続けております。しかし、ここ数年、渇水の時期には十分な水量が確保できず発電量が減少することもあり、昨年と同じく発電効率を95%と見込んで6,162万6,000円を売電収入として計上しております。

財産収入です。財産収入の利子及び配当金については、基金利子として4,000円を見込んでおります。

最後に、繰越金及び諸収入の雑入ですが、それぞれ1,000円ずつを計上しています。

9ページ以降は、給与費の明細となりますので、お読み取りください。

以上、議案第50号令和6年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算の詳細説明を終了します。
どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第18、議案第50号令和6年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算の質疑は保留しておきます。

日程第19 議案第51号

○議長（安永 友行君） 日程第19、議案第51号令和6年度吉賀町一般会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第51号令和6年度吉賀町一般会計予算であります。

令和6年度吉賀町一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ77億8,365万8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第5表地方債」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高

額は10億円と定める。

歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用であります。

令和6年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

「第1表歳入歳出予算」の歳入であります。

款1町税、項1町民税1億9,364万7,000円、2固定資産税2億3,169万4,000円、3軽自動車税2,607万1,000円、4町たばこ税3,650万円、5入湯税400万円、款2地方譲与税、1地方揮発性譲与税1,395万1,000円、2自動車重量譲与税4,176万2,000円、4森林環境譲与税4,595万円、3利子割交付金、1利子割交付金44万4,000円、4配当割交付金、1配当割交付金236万4,000円、5株式等譲渡所得割交付金、1株式等譲渡所得割交付金260万9,000円、6法人事業税交付金、1法人事業税交付金1,299万7,000円、7地方消費税交付金、1地方消費税交付金1億4,391万3,000円、8環境性能割交付金、1環境性能割交付金421万9,000円、9地方特例交付金、1地方特例交付金1,680万2,000円、10地方交付税、1地方交付税36億7,389万6,000円、11交通安全対策特別交付金、1交通安全対策特別交付金64万円、12分担金及び負担金、1分担金1,353万1,000円、2負担金3億360万9,000円、13使用料及び手数料、1使用料8,451万7,000円、2手数料1,639万3,000円、14国庫支出金、1国庫負担金3億8,143万3,000円、2国庫補助金2億8,673万8,000円、3委託金193万4,000円、15県支出金、1県負担金2億13万4,000円、2県補助金2億8,784万9,000円、3委託金2,655万1,000円、16財産収入、1財産運用収入750万4,000円、2財産売払収入120万円、17寄附金、1寄附金1,301万円、18繰入金、1特別会計繰入金2,495万1,000円、2基金繰入金8億7,517万9,000円、19繰越金、1繰越金1,000円、20諸収入、1延滞金・加算金及び過料20万円、2町預金利子6,000円、3貸付金元利収入1,893万4,000円、5雑入5,422万2,000円、21町債、1町債7億3,430万3,000円。

これに伴います、歳入合計であります77億8,365万8,000円となるものであります。続きまして、歳出でございます。

款1議会費、項1議会費7,078万6,000円、2総務費、1総務管理費10億5,276万1,000円、2徴税费4,092万3,000円、3戸籍住民基本台帳費1,915万1,000円、4選挙費39万4,000円、5統計調査費325万8,000円、6監査委員費183万8,

000円、3民生費、1社会福祉費14億3,578万2,000円、2児童福祉費5億2,048万円、3生活保護費7,452万8,000円、4衛生費、1保健衛生費5億1,233万7,000円、2清掃費2億8,605万1,000円、3水道事業費1億2,931万3,000円、5労働費、1労働諸費248万7,000円、6農林水産業費、1農業費4億1,461万3,000円、2林業費3億7,860万3,000円、3水産業費32万9,000円、7商工費、1商工費1億3,615万6,000円、8土木費、1土木管理費2億9,867万5,000円、2道路橋梁費1億7,257万6,000円、3河川費6,163万3,000円、4都市計画費5万9,000円、5住宅費1億325万7,000円、9消防費、1消防費3億4,536万1,000円、10教育費、1教育総務費3億351万2,000円、2小学校費8,398万1,000円、3中学校費4,709万6,000円、4社会教育費1億7,564万7,000円、5保健体育費7,968万5,000円、12公債費、1公債費10億2,638万6,000円、14予備費、1予備費600万円。

これに伴う歳出合計は77億8,365万8,000円となるものであります。

続きまして、「第5表地方債」であります。

起債の目的、1過疎対策事業債、限度額3億1,620万円、2合併特例事業債2億5,150万円、3防災対策事業債260万円、4公営住宅建設事業債6,660万円、5緊急自然災害防止対策事業債6,910万円、6緊急防災・減災事業債1,940万円、7臨時財政対策債530万3,000円、8公共施設等適正管理推進事業債360万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、お読み取りをいただきたいと思っております。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第51号令和6年度吉賀町一般会計予算の説明をさせていただきます。

最初に、予算概要について取りまとめたものを説明、報告させていただければと思います。

ペーパーの資料で申し上げますと、参考資料にとじておりますけれども、別冊扱いにしていますので、後のほうにくくってあるものをお開きください。タブレットでいいますと、その当初予算書等の隣に格納してありますので、そちらのほうを御覧いただければと思います。

表紙として、令和6年度当初予算の概要というものでございます。

開いていただきまして、1ページからでございます。

まず、1つ目、一般会計予算というところからであります。

令和6年度一般会計当初予算の規模は77億8,365万8,000円で、前年度と比較をいた

しますと1億6,876万8,000円、前年度比2.2%の増加となったものでございます。

そのまま下がっていただきまして、2. 一般会計歳入予算であります。

(1) 款別歳入の状況というところがあるかと思えます。その下に特徴的なところを記載させていただいております。

そして、さらにその下に【第1表】という形で町税から町債まで3か年の推移をまとめておりますので、御確認いただければというふうに思います。

では、次のページに行っていただきまして、2ページでございます。

(2) 町債といたしまして、その状況と、【第2表】といたしまして過去5か年の推移を記載しております。

さらにその下、(3) 基金の状況といたしまして、その状況と、それから【第3表】として3年間の推移をまとめております。御確認いただければと思います。

次の3ページに参ります。3. 一般会計歳出予算です。

(1) 目的別歳出の状況といたしまして、その増加要因あるいは減少要因をまとめております。さらに、その下です。【第4表】として、議会費から予備費まで3か年の推移をまとめておるものであります。

次のページに参ります。4ページに入ります。

(2) 性質別歳出の状況といたしまして、増加要因あるいは減少要因、そして【第5表】といたしまして、人件費から予備費までの3か年の推移をまとめております。

さらに、その下です。(3) 公債費の状況であります。

【第6表】といたしまして、過去5か年の推移を記載しておるところです。

次の5ページに移ります。

(4) 特別会計等操出金の状況では、【第7表】といたしまして、令和5年度との比較をまとめさせていただいております。

その下に行きます。

4. 一般会計地方債現在高及び当該年度末現在高見込みでは、【第8表】といたしまして、過去5か年の推移を記載しております。

その下の5. 特別会計予算では【第9表】と【第10表】に予算規模、それから基金の状況等についてまとめさせていただいております。

次のページに移ります。6ページです。

6. 社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費をこのページにまとめております。

最初の囲みに書いてありますとおり、総額で21億5,505万1,000円となっています。これらの内訳につきましては、その下の表に記載をしておりますので、お読み取りをいただければ

ばというふうに思います。

次のページに移りまして、7ページでございます。

7. 入湯税が充当される経費をまとめているものでございます。

進んでいただきます。8ページからであります。

8. 主要事業の概要といたしまして、この8ページから飛びまして129ページまで同様の様式でまとめております。

ここの部分につきましては、後ほどの予算書説明の際にまた改めて説明をしてみたいというふうに思います。

では、飛んでいただきまして130ページであります。130ページから133ページまで、ここには所管課ごとに補助金をまとめておるものであります。

進んでいただきまして、今度は134ページです。この134ページから136ページまで、ここは所管課ごとに負担金をまとめているものというところでございます。

さらに進んでいただきまして、137ページです。この137ページから139ページまで、これは総合戦略の実行施策についてまとめておるものというところであります。

さらに進んでいただきます。140ページ、141ページというところです。この2つのページには、建設水道課所管の事業に関する位置図をお付けしております。

以上、大変簡単ではありますが、当初予算の概要ということで最初にお話をさせていただきました。

それでは、予算書の説明に移らせていただきます。

予算書は、最初に120ページをお開きいただければと思います。よろしいでしょうか。予算書120ページでございます。

ここから数ページにわたりまして、給与費明細書をお付けしております。当初予算ですので、今回の予算に絡む数字を積み上げてきたものというふうに見ていただければと思いますけれど、特に1点ほど特徴的なところをお話しておきたいと思います。

それは121ページです。その表の一番下のところを見ていただきますと、職員手当の内訳というところで、勤勉手当の欄に3,907万7,000円の予算の数字が入っているかと思えます。これは会計年度任用職員に係ります勤勉手当というものでありまして、当然これは前年度にはなかったものでありますが、令和6年度においてはこうしたものが新たに入ってくるという予算を立てさせていただいております。ここいら辺が特徴的な部分だろうというふうに思います。

さらに進んでいただきまして、125ページであります。

125ページには、地方債の令和4年度末における現在高並びに令和5年度末及び令和6年度末における現在高見込額につきまして、まとめさせていただいております。

さらに進んでいただいて126ページ、127ページにわたりましては、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書についてまとめておりますので、お読み取りをいただければというふうに思います。

それでは、歳出予算から改めて説明をしてみたいと思います。

戻っていただきまして、32ページになります。予算書でいいますと32ページであります。

それから、同時に参考資料を説明させていただきます。参考資料につきましては、8ページをお開きください。

それでは最初に、議会費というところからであります。議会費、議会費、1議会費、002議会費であります。6,061万6,000円の予算計上があるかと思っております。この部分につきましては、資料8ページでその内容について主なところを記載させていただいておることです。

ここで、資料の8ページを御覧ください。

今申し上げた議会費についての説明書ということになってまいります。ここで幾つかちょっと注意点というか、申し上げておきたいというふうに思います。

資料の8ページであります。全体の様式としては昨年と変えてはおりません。

左の縦欄、下がっていただきますと、主な事業概要というところがあるかと思っております。その右側を見ていただきますと、【継続】という表現が入っているかと思っております。さらに、その右側にその内容があり、さらにその一番右側、右端に数字、金額が載っているというものであります。

この【継続】というところ、また後ほど出てまいりますけれども、【新規】という表現、さらに【見直し】という表現が出てまいります。説明につきましては、特にこの【新規】あるいは【見直し】というところを重点的にお伝えをしていきたいというふうに思います。

それから【継続】というふうに表現をしておりますけれども、同じ内容で継続されているものもあれば、幾らか内容変更をさせていただいた上で継続をするものもありまして、そうしたことはあらかじめお含みおきいただければというふうに思います。

それからもう一つ、もう1点です。数字が載っております。基本的には予算書に出てくる数字と同じのがほとんどなんですけれども、一部予算書の数字では読み取れない部分があります。その部分につきましては、幾らか特に人件費とかで合わせて幾らというような表現を、合わせて幾らかというところで資料を作っているというところもありますので、必ず予算書の数字とこの資料の数字が一致するものではないということ、これも併せてお含みおきいただければというふうに思います。よろしく申し上げます。

では、改めて議会費です。議会費につきましては、今申し上げたとおり資料については8ペー

ジということになります。総額でいうと若干数字下がっているかと思いますが、昨年度におきましては東京研修費用がございまして、その部分、令和6年度はございませんので、そうしたものが減額という要素になっているのかなというように思います。

それでは、予算書を進んでいただきまして33ページ、次のページに移ります。

総務費、総務管理費、1一般管理費、002一般事務事業費であります。資料は9ページです。

次に予算書進みます。34ページに入ります。003人事管理事業費でございまして、

資料は10ページです。

それから004職員研修事業費です。資料は11ページです。

予算書進んでいただきます。予算書36ページ中ほどです。2文書広報情報費でございまして、

004文書管理事業費、資料は12ページです。

それからその下です。003広報・広聴事業費、資料は13ページ。ここで1点説明しておきます。資料13ページの主な事業概要欄を見ていただきますと、【新規】というところがあるかと思っております。【新規】システム業務委託料公式LINEアカウント委託費158万4,000円、これは予算書にもシステム業務委託料として同額を記載しておる内容であります。中身につきましてはそこに添え書きをしております。そうしたものが新規事業として予定をしているところでお読み取りいただければと思います。

予算書の36ページ、一番下になります。3財政管理費003財政管理費、資料は14ページです。

予算書は37ページの中段になります。4会計管理費002会計管理費です。資料15ページというところでは、ここでも1点説明を加えておきます。資料の15ページ、主な事業概要欄を見てください。【見直し】というところがあるかと思っております。【見直し】手数料、公金取扱手数料（窓口、口座振替、振込等）というところでありまして、内容的にはそこに書き添えておりますので、お読み取りをいただければと思いますけれども、この部分につきましては手数料の増額というところが反映されているというところでありまして、昨年度の予算で言いますと154万1,000円でありましたけれども、その部分については345万9,000円となるというところがございます。

それでは、予算書37ページの中段から下になります。5財産管理費003庁舎維持管理費です。資料は16ページです。

予算書進んでいただきまして、38ページであります。006普通財産管理費であります。資料17ページになります。ここでまた説明を加えておきたいと思っております。資料17ページの主な事業概要欄を見ていただきますと、ここに【新規】が2か所あるかと思っております。1つ目の【新規】といたしましては、調査分析委託料といたしまして旧長瀬小学校体育館アスベスト調査22万円

の計上、それから一番下ですけれども【新規】維持管理工事費、本庁舎駐車場・六日市バス停車場区画線工事ということで、白線の引き直しというところでお読み取りをいただければと思います。

予算書38ページの一番下になります。008基金積立金、資料は18ページであります。予算書は39ページの右上になります。それぞれ基金の積立金について記載をしておる部分であります。この部分では1点説明を加えておきます。資料のほうで説明します。資料は18ページの主な事業概要欄、ここで一番最後のところに【継続・新規】地域福祉基金積立金1,317万7,000円の記載があらうかと思ひます。この部分につきましては、これまでも御説明しておるとおり、単独補助金の削減分、それから特別職の給料減額分、これを合わせたものを予算計上しておると、基金積立するべく予算計上させていただいているというものでございます。

それでは、予算書39ページの中段の右側になりますけれども、そこに003庁舎維持管理費、これは資料はございませんが、柿木庁舎の維持管理経費ということでお読み取りください。

それから、そのまま下がっていただきまして008基金積立金というのがあらうかと思ひます。これは文字どおり森林環境譲与税基金積立金4,595万2,000円の計上をしておるといふところでございます。

予算書、次のページに進んでいただきまして40ページであります。8電算管理費です。002電算管理費、資料は19ページということになります。

さらにその次003基幹系システム運営管理費、資料は20ページであります。ここで幾らか説明を加えておきたいと思ひます。参考資料の20ページを見ていただきます。主な事業概要欄のところでは、【新規】というものが幾つか書いてあらうかと思ひます。特に大きい、金額的にも大きいんですけれども、システム開発の設計委託料等ということになります。これは、これまで続けております自治体システムの標準化対応に係るものということになります。そうしたものについて、さらにまた6年度においても継続して行ふ必要がございます。そうしたものが含まれるということでお読み取りをいただければというふうに思ひます。

それから予算書のほうですけれども、004L G W A N系システム運営管理費です。資料は21ページであります。

それでは、予算書、次の41ページに入ります。

9吉賀高校費です。002吉賀高校支援事業費でございます。資料は22ページに記載をいたしております。資料22ページを御覧いただきます。主な事業概要欄のところでは、【新規】というものが1か所あらうかと思ひます。学習支援コーディネーター195万6,000円の予算計上がしてございます。これにつきましては、継続と言ってもいいかなと思ひますが、公設塾を運営しておりますけれども、その運営につきまして幾らか内容の変化を加えたといふところがございます。公設塾の運営ということに関しては、これは継続という意味合いで読み取っていただけ

ればと思います。

それから予算書41ページの下に下がっていただきまして、10自治振興費です。004地区組織活動費、資料は23ページとなります。

予算書そのまま41ページ、一番下ですけれども、005自治振興施設管理費、資料は24ページになります。ここでも説明を加えておきます。資料を御覧ください。資料24ページの主な事業概要欄でございます。【新規】が4つほど記載をしております。中ほどですけれども、【新規】調査分析委託料として117万7,000円、アスベスト調査の委託料ということ、それから次の【新規】改修工事費、これは高尻地区集会所の改修工事、次の【新規】解体撤去工事費自治会館照明撤去工事、【新規】がもう一つ、最後の新規で地区集会所バリアフリー化改修費補助金、このバリアフリー化改修費補助金につきましては、2月26日の全員協議会で説明を申し上げているというところ、ここに反映をしておるというところでお読み取りください。

予算書42ページ中段から下ということになります。教育委員会が所管する部分ですけども、004地区組織活動費であります。資料は25ページとなります。

それでは、予算書は次に進んで43ページに移ります。企画総務費ということになります。002企画総務費であります。資料は26ページです。ここでも1点説明させていただきます。資料26ページ、主な事業概要欄、このところですけども【新規】というものがあろうかと思えます。【新規】が2つ入っているかと思えます。1つ目の【新規】については業務運営関係委託料です。その下に説明をしております。高津川でらすに健康増進活動を行う地域おこし協力隊1名の設置を委託をするというこういう内容。さらにその下です。【新規】調査分析委託料、企画課所管施設のアスベスト調査というところで51万7,000円の計上というものであります。

予算書43ページの中段から下になりまして、12まちづくり対策費です。004ええもん知ってもらおうプロジェクト事業費であります。資料は27ページであります。

それでは、予算書は次のページに入りまして、44ページに移ります。中段右側です。予算書44ページの中段右側になります。教育委員会が所管する部分ですけども、007電源立地地域対策事業費でございます。資料28ページであります。資料28ページ見ていただきますと、主な事業概要欄、【新規】という表現が2か所あろうかと思えます。補修工事費については小学校の遊具修繕、それから機械器具費については小中学校の電子黒板更新整備、そうしたものがここに入ってきているというところでお読み取りをください。

それでは、予算書44ページ、中段から下になります。13定住推進費、002定住推進費、企画課が所管する部分です。2つ目の定住推進費ということで3,519万3,000円の予算計上があろうかと思えます。資料につきましては29ページであります。ここでも1点説明を加え

ておきたいというふうに思います。参考資料29ページ、主な事業概要欄見ていただきますと、ここの中の【継続】が並んでおりますが、一番下です。【継続】民間賃貸住宅等整備補助金であります。この部分につきましては、事業そのものは継続ということではありますけれども、予算規模的には令和5年度700万円であったものを、今回2,730万円と増額させております。その理由といいますか中身につきましては、そこに記載をしておりますので、お読み取りをいただければというふうに思います。

それでは、予算書45ページの右側の中段です。003空家再生事業費です。資料は30ページであります。

さらに、予算書進んで14生活安全対策費です。002生活安全対策費、資料は31ページということになります。

予算書、次のページに進みます。46ページに入ります。中段のところは003地域公共交通対策費です。資料は32ページです。ここでも1点お伝えをしておきます。資料32ページ、主な事業概要欄の一番下です。【見直し】という表現を入れております。萩・石見空港利用促進事業補助金168万円です。何を見直したかという内容ですけれども、その下に見直し前と見直し後のその補助金の額について記載をさせていただいております。そうした内容を踏まえての見直しというところでお読み取りをいただければと思います。

それでは進んでいただきまして、予算書は次の47ページに入ります。中段から下になりますけれども、徴税費1 税務総務費に移ります。002 税務総務費であります。資料は33ページです。

進んでいただきまして、49ページの中段から下ですけれども、選挙費、選挙管理委員会費の予算計上がしてございます。これは資料はありませんけれども、令和6年度においては、現時点においても執行される選挙の予定はございませんので、選挙管理委員会経費のみの予算計上。

それから予算書は50ページからということになります。統計調査の関係の予算であります。51ページにまたがっております。これらにつきましては資料はございません。令和6年度実施予定の各種統計調査に係る費用について予算計上しておるところでお読み取りください。

それから予算書51ページ中段から下です。監査委員費1 監査委員費です。これも資料はございません。002 監査委員費として予算計上いたしておるところです。若干増額をいたしておりますけれども、委員の報酬について増額をしておるところでお読み取りいただければと思います。

○議長（安永 友行君） 総務費が済んだところで、ここで10分間休憩します。

午後2時09分休憩

.....

午後2時22分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

野村総務課長、お願いします。民生費、52ページからです。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、予算書は52ページでございます。民生費、社会福祉費、1社会福祉総務費、002社会福祉総務費です。資料は34ページでございます。

それから、その下004人権対策推進事業費、資料は35ページでございます。

それから一番下ですけども、010男女共同参画推進事業費、資料は36ページでございます。

予算書、次のページに入ります。53ページに入ります。002社会福祉総務費、これは保健福祉課が所管するということでありまして、資料は37ページです。

それから003民生児童委員運営費、資料はございません。これは前年並みということで見ていただければと思います。

それからその下の006成年後見支援事業費、資料は38ページでございます。

予算書、次のページに行ってください。予算書54ページの右側の上になります。

007福祉センター管理費です。これは資料はございませんが、1点説明を加えておきます。予算書のほうですけども、改修工事費として636万8,000円のところがあるかと思っております。これ、文字どおり福祉センターの改修なんですけれども、その中の中会議室、大会議室、それから相談室のエアコン改修を行うという計画を持っておりまして、その部分の予算計上であります。

それからその下です。008福祉医療助成事業費、資料はございませんが、前年並みというところでお読み取りください。

それから下がっていただきまして、2高齢者福祉費、002高齢者福祉総務費、資料は39ページになります。ここで1点説明を加えます。資料39ページ、主な事業概要欄、この中に【新規】というのが1か所記載があるかと思っております。高齢者補聴器購入助成事業37万5,000円の予算計上でございます。内容といたしましては、そこに記載をしておりますので、お読み取りをいただければと思います。

それでは、予算書は次のページに移ります。55ページに入ります。中段から下になります。3高齢者福祉施設費です。002老人福祉センター管理費です。これは資料はございません。施設は、はとの湯荘ということでお読み取りをいただければと思います。

それからそのまま下がっていただきまして、003特別養護老人ホーム管理費、資料はありませんが、これは施設はとびのこ苑の管理経費というところでお読み取りください。

そのまま下がっていただきまして、006高齢者福祉施設整備事業費であります。資料は40ページです。ここでまた説明加えたいと思っております。資料40ページ、主な事業概要欄見ていただきますと、【新規】ということで3つほど記載をしてあるかと思っております。

最初の【新規】ですけれども、調査分析委託料であります。施設はとびのこ苑ということになりますけれども、施設長寿命化の計画のための建築物劣化状況調査を行いたいという内容。

それから2つ目の【新規】ですけれども、改修工事費でして、内容といたしましてはとびのこ苑、七日市デイサービスセンター、柿木村デイサービス、それぞれそちらに記載をした内容の工事を行いたいというものです。

それから3つ目の【新規】です。機械器具費ということで、とびのこ苑の介護施設向けベッドの購入を計画をしておるといふものでございます。

それでは、予算書、次のページに移ります。予算書は56ページの右側の一番上です。007介護医療院施設管理費、指定管理者交付金として3億1,269万9,000円、これにつきましては2月26日の全員協議会等々で御説明をした内容でございます。お読み取りをいただければと思います。

そのまま下がっていただきまして、今度は4障がい者福祉費、002障がい者福祉総務費です。資料は41ページであります。

それから下がっていただきまして、005自立支援給付事業費です。資料は42ページです。

予算書、次のページに移ります。57ページに入っていただきまして、006自立支援医療助成事業費です。資料は43ページでございます。

さらにその次です。007地域生活支援事業費、資料は44ページです。

予算書、次のページ、58ページに移ります。社会福祉費の5障がい者福祉施設費の002障がい者福祉施設管理費です。これは資料はございません。施設は障がい者総合支援センターということでお読み取りください。

それから、そのまま予算書下がっていただきまして、58ページの下になりますが、10介護保険総務費、002介護保険総務費です。資料は45ページです。

予算書、次のページにいけます。59ページに移ります。民生費、児童福祉費、1児童福祉総務費の002児童福祉総務費です。資料は46ページです。

それから、予算書はそのまま下がっていただきまして、006次世代育成支援対策費です。資料は47ページです。

それからまた予算書下がっていただきまして、007こども家庭センター事業費です。資料は48ページです。ここで1点説明加えておきたいと思っております。このこども家庭センターにつきましては、これまでの2月26日の全員協議会でありまして、今回の提出させていただいている議案、そうしたものあろうかと思っておりますけれども、その部分というところでお読み取りをいただければというふうに思います。

それでは次のページ、予算書は60ページに入りまして、008地域子育て支援拠点事業費で

す。資料は49ページです。

次に、予算書は61ページに入ります。保育所費ということになりまして、002保育所総務費です。資料は50ページ。

さらにその下です。006児童福祉施設整備費です。資料は51ページということになります。ここで1点資料で説明を加えておきます。資料51ページ児童福祉施設整備費の概要についてまとめたものを見てください。主な事業概要欄【新規】というものが1か所あるかと思います。法人保育所整備事業費補助金、柿木保育所が行う空調設備の更新事業に対し補助をするものというところがございます。

予算書そのまま下がっていただきまして、007子ども・子育て支援事業費です。資料は52ページです。ここでも1点資料を用いまして説明を加えておきます。資料52ページの主な事業概要欄見ていただきますと、【新規】が1か所記載をしております。保育環境改善安全対策事業費補助金ということで、清掃業務や給食の配膳、寝具の用意、片付けや園外活動時の見守りといった保育に係る周辺業務を行う保育支援者の配置に対して補助を行い、保育士の業務負担の軽減を図ると、こうした内容というところでお読み取りをいただきたいというふうに思います。

それでは、予算書は61ページの下になりますけれども、3放課後児童対策費です。002放課後児童対策事業費、資料は53ページということになります。ここでも1点ほど説明を加えておきます。資料53ページの主な事業概要欄を見ていただきますと、記載としては【継続】ということになりますが、上から4つ目、下から2つ目のところの【継続】業務運営関係委託料3,188万9,000円があるかと思います。

そこに記載をしておりますけれども、ちょうど米印のところであります。令和6年から双葉保育所への業務委託を始めますというような内容の変更も含めた上での継続というところでお読み取りいただければと思います。

そうしますと、予算書62ページの中段から下に入ってまいります。4母子父子福祉費です。002母子父子福祉総務費です。資料は54ページです。

それから進んで予算書63ページに入ります。生活保護総務費の関係であります。002生活保護総務費、これは資料はございません。内容、予算規模的には前年並みというところでお読み取りください。

それから予算書63ページの下なんですけれども、003生活困窮者自立支援事業費です。資料は55ページです。

次のページに行きます。予算書64ページです。保健衛生総務費というところで002保健衛生総務費、資料は56ページです。

それからその下、下がっていただきますと003保健衛生施設費があるかと思います。これは

資料ございません。施設は保健センターということでお読み取りをいただければと思います。

次の65ページに移ります。65ページ右側中段のちょっと上ですけれども、003保健衛生施設費、指定管理者交付金274万9,000円の記載があるかと思いますが、資料ございませんが、これは医療対策課が所管する部分ですけれども、いわゆるヘリポート、それから医療介護従事者住宅、この施設に係るものということでお読み取りください。

その下の005地域医療対策費であります。資料は57ページです。57ページの資料を用いまして少し説明を加えておきたいと思います。主な事業概要欄を見ていただきますと、【新規】というところが2か所、【新規・継続】という表現になっていますけれども、その部分について説明しておきたいと思います。

最初の【新規】ですけれども、地域医療協議会委員に係る費用というところでの予算計上があるというところでもあります。この内容につきましては、今回委員会の設置条例の議案を提出しているというところでもあります。

それから、その下の【新規・継続】というところがあると思います。調査分析委託料ということなんですけれども、医療機器等整備計画の策定あるいは企業会計支援、こうしたものを含んで1,939万2,000円の予算計上をしているというところでもあります。

それから、その主な事業概要欄一番下ですけれども、これは【継続】というふうに書いておりますけれども、病院事業会計繰出金として2億134万4,000円の予算計上をしているというところ、そうしたものがあります。

それでは、予算書66ページの中段から下に入ります。母子衛生費です。003子ども等医療費助成事業費です。資料は58ページです。

それから、次のページに移ります。67ページ、005妊婦健診事業費です。資料は59ページです。

それから、その下の007母子保健医療対策総合支援事業費です。資料は60ページです。

予算書67ページの中段から下に移ります。3予防費003予防接種費です。資料は61ページになります。

それから予算書は67ページの一番下になりますけれども、004検診事業費、この部分については資料が62ページであります。

予算書68ページに移ります。005がん検診推進事業費、資料は63ページ。

それから006歯科保健事業費、資料は64ページ。

それから007自死予防対策事業費、資料は65ページです。

それから次の4健康増進費に移りまして、003食育推進事業費です。資料は66ページです。

予算書、次のページ、69ページの中段から下に入ってまいります。5環境衛生費のところ

す。002環境衛生総務費です。資料は67ページです。

それから、その下の003環境衛生施設費です。資料は68ページであります。ここでは1点説明を加えておきます。この003環境衛生施設費につきましては、主として斎場、それから七日市の公衆トイレの維持管理経費というようなものが含まれるということなんですが、予算書は70ページに移って右上になります。改修工事費として462万円の予算計上があるかと思えます。参考資料の68ページ、主な事業概要欄を見ていただきますと、【新規】改修工事費というところにその内容を記載しております。七日市の公衆トイレの便座、配管、これらの改修工事を行うという計画をしております。その内容ということでお読み取りをいただければと思います。

予算書は70ページの中段から下に移ります。1清掃総務費です。002清掃総務費、資料は69ページです。

それから、予算書70ページの右下になりますけれども、003し尿処理対策費、これは建設水道課が所管する部分というところでまず見ていただきまして、資料が70ページにあります。資料を用いて1点説明しておきます。資料70ページの主な事業概要欄を御覧ください。この中に【新規】というものがござります。浄化槽排水管設置費助成事業補助金150万円の予算計上があるかと思えます。この内容につきましては、昨年12月の全員協議会において建設水道課のほうから説明をさせていただきました新たな助成制度ということになりますけれども、その部分がここに反映しているというところでお読み取りください。

それでは、予算書は次のページ、71ページに移ります。ごみ処理費に入りまして、002不燃物処理事業費です。資料は71ページ。

それから003可燃物処理事業費、資料は72ページ。

それから004資源ごみ処理事業費、資料は73ページであります。

予算書下がっていただきまして、今度は労働費に入ります。1労働諸費、002労働諸費のところで、資料は74ページです。

それから、予算書進んで72ページの中段から下です。今度は農林水産業費に入っております。1農業委員会費というところ、002農業委員会総務費、これは資料はございませんが、内容的、予算規模的には前年並みというところで見いただければと思います。

予算書、次のページに進みます。73ページです。002農業総務費、資料は75ページです。

それから進んでいただきまして、予算書73ページの下になります。3農業振興費、002農業振興総務費、資料は76ページであります。ここで説明を加えておきます。参考資料76ページの主な事業概要欄を御覧ください。【新規】というものが2か所書いてあるかと思えます。

1つ目の【新規】ですけれども、業務運営関係委託料として433万4,000円、これは地

域おこし協力隊の事業委託ということでもあります。ここに括弧書きで書き添えておりますけれども、産業課のほうから2月26日の全員協議会で説明させていただいた記載のとおり、料理人のという表面を用いていましたけれども、その内容がここに反映されてきているということです。

それから、主な事業概要欄の一番下ですけれども、【新規】地域おこし協力隊起業支援補助金。協力隊の任期終了後の町内で行う起業・事業承継に対して補助するという内容。これにつきましても全員協議会のほうで説明をさせていただいている内容となるものでございます。

予算書は74ページの中段から下に入っていきます。003有機農業振興費です。資料は77ページであります。ここでも説明を加えておきます。参考資料のほうを御覧ください。参考資料77ページ、主な事業概要欄です。【新規】というところ、それから【見直し】というところがあるかと思えます。

最初の【新規】を見ていただきますと、有機農業指導員の報酬264万2,000円、この部分につきましては2月26日の全員協議会で説明申し上げた内容。

さらに、次に出てくる【新規】業務運営関係委託料485万円、この部分につきましても全員協議会で同じく説明させていただいた内容。

それから、その下の【見直し】不動産賃借料410万8,000円です。アンテナショップの土地建物賃借料の負担というところ、そうした内容ということでお読み取りいただければというふうに思います。

それでは、予算書は75ページに入っていただきまして、右側の中段から下のところになります。006日本型直接支払交付金事業費です。資料は78ページです。

予算書は進んでいただきまして、76ページ、007担い手関連支援事業費、資料は79ページでございます。ここで1点説明をしておきます。資料79ページ、主な事業概要欄、一番下のところですが【新規】がございます。産地創生事業費補助金3,358万6,000円。JAしまねが行うントリーエレベーター長寿命化改修事業に対し補助をするというこういう内容となっております。

予算書は76ページの一番下になります。農業振興施設費の003農業振興施設管理費になりまして、予算書76ページの右側の中段ですけども、008ブランド化推進事業費です。資料80ページに用意してございます。

その下に移りまして、003農業振興施設管理費です。資料は81ページということになります。この部分につきましては、ふれあい会館の管理が主な内容ということになりますけれども、1点説明を加えておきたいと思えます。設計委託料として80万1,000円の予算計上がしてあります。資料81ページの主な事業概要欄中段のところを見ていただきますと、【新規】設計委託料があるかと思えます。ふれあい会館の地盤沈下調査設計業務、これを行いたいというところ

ころでの予算計上です。お読み取りいただければと思います。

それから、すみません予算書77ページに戻っていただきまして、右側中段です。003農業振興施設管理費であります。資料は82ページです。施設といたしましては、道の駅かきのきむら、それから柿木の農産加工場、こうした施設の管理経費ということになりますけれども、資料82ページの主な事業概要欄を見ていただきますと、【新規】が2つ記載をさせていただいているかと思います。

1つ目の【新規】として、改修工事費として98万2,000円、これについては地域食材供給施設の食堂のロールスクリーンの更新、さらに食堂の照明器具のLED化、これを行うという計画をしております、その経費でございます。

それからもう1つ、【新規】備品購入費というところですが、予算書では機械器具費というふうに表示してはありますが、同じ内容なんです、地域食材供給施設のプレハブ冷蔵庫を更新したいという内容でございます。

予算書77ページの中段から下です。5畜産業費に入りまして、003畜産業振興事業費です。資料は83ページでございます。

次に、予算書進んで78ページに入ります。農地費であります。002土地改良総務費です。資料は84ページ。

それから003農道水路維持管理費、資料は85ページ。

それから005土地改良単独整備事業費、資料は86ページです。

予算書、次のページに進んで79ページに入ります。006土地改良補助整備事業費、資料は87ページでございます。ここで説明をまた加えます。資料87ページ主な事業概要欄を御覧ください。【新規】というものが2か所記載をさせていただいています。

1つ目の【新規】です。測量設計委託料として、抜月圃場整備地形図測量業務という内容。

それから2つ目の【新規】です。県営事業負担金、抜月圃場整備に係る県単公共事業調査設計事業負担金（1年目調査）ということで予算計上をしておるといった内容があります。

それから予算書に戻っていただきまして、007農村地域防災減災事業費です。資料は88ページになります。予算書では4,004万円の予算計上をいたしておりますけれども、資料88ページの主な事業概要欄、3つの工事が含まれておまして、そのうちの1つが新規の内容がまたあるということです。その【新規】ですけれども、改修工事費として坂折残土場の集積工事ということで377万1,000円の予算計上が含まれるということでお読み取りをいただければというふうに思います。

それでは、予算書は80ページに入ります。今度は林業の関係に入ります。予算書80ページの右側ですが、003鳥獣被害対策費です。資料は89ページです。

それから下がっていただきまして、今度林業振興費に移ります。002 林業振興総務費です。資料は90ページというところです。ここで、また参考資料のほうで説明をさせていただきたいと思えます。

まず、参考資料90ページの主な事業概要欄を見ていただきまして、【新規】がちょうど下のほうに2か所ほどあろうかと思えます。機械器具費、それから車両購入費ということです。内容につきましてはそこに記載をしておるとおりでして、そうしたものについては新しい、新規の事業ということになります。

大変すみませんでした。ちょうど中ほどになりますけれども、【新規】手数料、地域おこし協力隊募集ブース出展料40万7,000円、この部分も新規の内容ということになってまいります。

それからさらに、これは予算書のほうでちょっと説明を加えておこうと思えますが、そのまま続いて予算書82ページに移っていただきまして、右側の中段からちょっと上です。地域活性化起業人制度事業費負担金700万円の予算計上があろうかと思えます。これはちょっと予算書上で記載をしておるところですけれども、この部分については、さきの全員協議会で産業課から説明をさせていただいた部分というところでお読み取りをいただければというふうに思えます。

それでは、予算書を次に行きます。今度は林業振興施設費に移ってまいります。003 林業振興施設管理費、資料は91ページになります。資料でまた説明をさせていただきます。資料91ページの主な事業概要欄を見ていただきたいと思えます。【新規】というふうにしたのが3か所ございます。

1つ目が報奨金ということで、右ヶ谷キャンプ場・菌床関連施設周辺草刈謝礼15万6,000円。

それから、2つ目の【新規】として設計委託料。老朽化した右ヶ谷キャンプ場の解体設計業務329万1,000円。

それから、3つ目の【新規】として調査分析委託料、右ヶ谷キャンプ場の解体に向けたアスベスト調査249万円のこうした内容が新たに含まれてきているというところでお読み取りください。

それではすみません、予算書は次のページに移ります。83ページです。林道費に移ります。ちょうど中ほどですけれども、005 林道新設改良補助事業費です。ここで出てくるのは産業課が所管する部分でございます。資料は92ページになります。

それから次のページに行ってくださいまして、予算書84ページの右上です。005 林道新設改良補助事業費、ここは建設水道課が所管する部分でございます。資料は93ページになります。資料の93ページ、主な事業概要欄を見ていただきまして、【新規】の表現が2か所あろうかと

思います。

1か所目が、林道恋路山線恋路山トンネル定期点検業務。

2つ目が、林道滑峠線道路改良工事というものが新規ということで含まれてくるということでございます。

予算書は84ページの中段から下になります。商工費に移ります。1商工費、003企業誘致・産業立地事業費です。資料は94ページです。

それからその下です。002商工振興総務費です。資料は95ページになります。

予算書は次のページに進んで85ページに入ります。中段から下になります。観光費に移りまして、002観光振興対策費、資料は96ページでございます。

それからまたさらに進んで、予算書86ページに進みまして、003観光施設管理費、資料は97ページです。

それから005健康増進交流促進施設管理費、資料は98ページであります。

それからさらに次に進みます。都市農村交流費に移ります。002都市交流推進事業費、資料は99ページです。

それからお進みいただきまして、予算書87ページになります。中段から下ですけれども、今度は土木費に入っております。1土木総務費、002土木総務費です。資料は100ページです。1か所説明を加えておきます。資料100ページの主な事業概要欄を御覧いただきますと、一番最後のところに【新規】ということで、（横立）急傾斜地崩壊対策事業負担金75万円という記載があるかと思えます。こうした部分が新規で入ってきているということでお読み取りいただければと思います。

予算書88ページの一番下になります。土地対策費に移りまして、002地籍調査事業費です。資料は101ページになります。資料101ページの主な事業概要欄を見ていただきますと、【継続】、そして【新規】ということで、継続地区、新規地区それぞれ記載をしておりますので、お読み取りをいただければというふうに思います。

それから予算書は進んでいただきます。今度は90ページに移ってまいります。道路橋梁関係の予算ということになってまいります。予算書90ページの右側ですけれども、005の除雪費です。資料は102ページでございます。

それから、予算書90ページの一番下です。道路橋梁新設改良費ということで、003道路新設改良単独事業費、ここについては資料は103ページに記載をしております。

参考資料103ページの主な事業概要欄を見ていただきますと、【新規】改修工事費ということで、合計では4,075万4,000円、その内訳として、その路線等について記載をしておりますのでお読み取りをいただければと思います。

予算書は91ページの右上になります。004道路新設改良補助事業費です。資料は104ページ。

それから006橋梁新設改良補助事業費、資料は105ページです。105ページの資料、主な事業概要欄を御覧ください。【新規】というのが2か所記載があろうかと思えます。どちらも測量設計委託料ということになりますけれども、1つは町道光長三助線大明神橋補修設計、それからもう1つが町道有飯畑詰線畑詰橋補修設計、こうした内容が含まれてまいります。

予算書は91ページの中段です。今度は河川費に入ります。2河川改良費、003河川改良単独事業費です。資料は106ページです。資料106ページの主な事業概要欄を見ていただきますと、【新規】の表現が2か所あろうかと思えます。測量設計委託、改修工事それぞれに係るものですけれども、1つ目の【新規】といたしましては久保田排水路改良工事の測量設計業務、2つ目の【新規】としては吉原谷川河川改良工事という内容が含まれるというところで見ただけならばと思えます。

それでは、予算書は次のページに進んで92ページに入ります。今度は住宅費関連になります。住宅管理費として、002公営住宅等管理費です。資料は107ページでございます。資料107ページの主な事業概要欄を見ていただきますと、【新規】が1か所あろうかと思えます。補修工事費でありまして、注連川団地の排水修繕工事162万8,000円、これを行う計画をしているというものでございます。

それでは、予算書は92ページの下になりますけれども、住宅建設費です。002公営住宅等整備事業費、資料は108ページになります。

資料で説明を加えておきます。108ページの資料、主な事業概要欄、【新規】が1か所あろうかと思えます。【新規】建設工事費8,258万8,000円の予算計上があります。内容といたしましては、柳原団地の敷地整備、擁壁改修工事、それから新横立団地外壁長寿命化工事、そうした内容のものというところでありまして。

それではあと、次、93ページに移ります。予算書93ページに入ってください。

中段から下です。今度は消防費に移ります。

2の非常備消防費です。003消防団等活動事業費です。資料は109ページであります。

次のページに移ります。予算書は94ページの中段です。

3消防施設費、002消防施設管理費です。資料は110ページであります。

資料の110ページ、主な事業概要欄を見ていただきますと、【新規】という表現が2か所あろうかと思えます。

1つ目が、改修工事費198万8,000円、内容といたしましては、柿木防災センター照明LED化工事、エアコン取替工事、六日市防災センターの外壁他補修工事を行うというものです。

それから、もう一つの【新規】ですけれども、庁用器具費という形で柿木防災センター会議室のタイルカーペット、ブースターケーブル、消火栓標識等の購入を計画しておるという内容でございます。

それから、予算書は94ページが一番下になります。今度は防災費に移っていただきまして、002防災総務費になります。

次の予算書は95ページに移っていただきます。ここでも資料で新規部分を説明します。

資料は111ページです。主な事業概要欄、2か所ほど【新規】というものがあろうかと思えます。

1つ目の新規については、作業委託料としまして、防災マップの作製を計画しておるといことです。308万円の予算計上。県による中小河川の浸水想定区域指定、避難所の更新を反映した防災マップの作製という内容です。

2つ目の【新規】としては、作業委託料として避難所看板作製及び老朽化した避難所看板の更新を行うというものでございます。

それでは、予算書はそのまま進んでいただければと思います。

今度は教育費に入っていきます。予算書97ページです。

これは教育総務の事務局費ということになります。予算書97ページの中段です。

002事務局総務費です。資料については112ページです。

ここで1点、新規部分をお伝えしておきます。

参考資料の112ページ、主な事業概要欄のところでは。

【新規】として、部活動検討委員43万円の予算計上があろうかと思えます。これは委員会委員に係る経費というところですが、さきに委員会の設置条例等を提出させていただきましたけれども、その部分ということでお読み取りいただければと思います。

それでは、次のページ、予算書は次の次になります。99ページになります。

予算書99ページの右上になりますけれども、005スクールバス運行事業費です。資料は113ページであります。ここの中には新しい事業ということで資料にも書いておりますけれども、スクールバスの更新を計画したいということでもあります。この部分については【新規】ということで表現し、その内容を記載しております。お読み取りいただければと思います。

それから、予算書はそのまま下がって、007特別支援教育事業費です。資料は114ページ、それから下がっていただきまして、008新入学お祝い事業費、資料は115ページ、その下の009サクラマスプロジェクト事業費、資料は116ページです。

予算書は100ページに移ってまいります。学校給食の関係になります。

002学校給食総務費です。資料は117ページであります。

資料117ページです。この学校給食総務費の部分ですけれど、主な事業概要欄、一番下になりますけれども、【新規】という記載があるかと思えます。全国オーガニック給食協議会負担金2万円の予算計上があるかと思えます。新規のものというところがございます。これは予算書にも同様の表現をして記載をしております。

それから、予算書はそのまま下がって003調理場施設費です。これは資料118ページであります。

資料のほうを見ていただきますと、【新規】という表現を入れておるかと思えます。改修工事、それから器具費、それぞれ行なり、購入するなりを計画しております、その内容について記載をしておりますので、お読み取りをいただければというふうに思えます。

それでは、予算書は102ページに移ります。

今度は小学校の関係の予算になります。予算書102ページの中段ですけれども、004小学校施設管理費です。資料は119ページであります。

資料119ページの主な事業概要欄、こちらにも【新規】が2か所書いてございます。

1つ目の【新規】、修繕料として424万4,000円、内容的には多岐にわたっておりますけれども、記載しておるような内容が含まれるということ。

それから、2つ目の【新規】としましては、改修工事費であります。小学校の電話機の改修工事を行うという計画の内容でございます。

それでは、予算書は次のページに進んで103ページに入ります。

002小学校教育振興費です。資料は120ページです。

それから、下がっていただきまして、016000蔵木小学校、ちょうど中ほどになろうかと思えますけれども、このページから106ページまでにつきましては、各小学校からの要求等に基づきまして配当した予算ということでお読み取りください。

ということで、予算書はそのまま進んでいただきまして、106ページの中段からであります。

中学校費に入っております。そのままさらに進んで107ページです。予算書107ページ、右側上ですけれども、004中学校施設管理費、資料は121ページになります。

資料を見ていただきますと、主な事業概要欄に2か所ほどまた【新規】があるかと思えます。

先ほどの小学校の説明と作りとしては一緒なんですけれども、一つは、修繕料として161万7,000円、もう一つは、改修工事費として82万9,000円、内容につきましては、記載のところからお読み取りをいただければというふうに思えます。

それでは、進んでいただきまして、予算書108ページから109ページまでですけれども、これは町内の3中学校からの要求等に基づきまして、各学校に配当した予算というところでお読み取りをいただければというふうに思えます。

進んでいただきまして、今度は110ページに移ります。

社会教育関係になってまいります。予算書110ページの中段のところです。

002社会教育総務費になります。これは資料はございません。内容的には前年並みというところになろうかというふうに思います。

それから、進んでいただきまして、予算書111ページです。

005のふるさと教育推進事業費、006の成人式費、資料はございませんが、前年並みというところでお読み取りください。

その下の008よしか塾事業費です。資料は122ページです。

それから、その下です。社会教育施設費で、003サクラマス交流センター管理費でございます。資料は123ページです。資料の123ページ、主な事業概要欄を見ていただきまして、1か所【新規】が載っているかと思えます。

印刷製本費ということで、サクラマス交流センターのパンフレットの製作費として14万9,000円を計上させていただいているというところでは。

次の予算書112ページに行ってくださいまして、004交流研修センターの管理費になります。資料は124ページになります。この124ページ、主な事業概要欄を見ていただきまして、ここには2か所ほど【新規】の表記があろうかと思えます。1つ目が、印刷製本費ということで同センターのパンフレットの製作費として20万4,000円、それから2つ目の【新規】としては、庁用器具費として学習机、ベッドの購入を行いたいという内容で129万5,000円の予算計上があろうかと思えます。

それから、予算書は112ページの中段から下になりまして、3公民館費、003公民館事務局管理費になります。資料は125ページです。

予算書は次に進んでいただいて113ページの中段です。

017000蔵木公民館というところがあろうかと思えます。ここから115ページまでであります。各公民館へ配当する予算というところでお読み取りをいただければというふうに思います。

進んでいただきまして、115ページの下になりますが、今度は図書館の関係です。

003図書館事務局管理費、次のページに行って004図書館運営費、これは資料がありませんけれども、前年並みの内容というところで見いただければと思います。

予算書116ページの下になりますが、5文化財保護費、003文化財保護費です。

資料は126ページになります。資料126ページの主な事業概要欄を御覧ください。

【新規】が一つ、記載があろうかと思えます。中ほどですが、【新規】修繕料です。文化財看板・標柱修繕ということで、50万円の予算計上をしているというところでもあります。

それでは、予算書は117ページになります。中段から下になりますけれども、保健体育の関係です。

1保健体育総務費、002保健体育総務費です。資料は127ページであります。

それから、下がって003保健体育施設費です。資料は128ページでございます。

資料を用いて説明を加えておきます。資料128ページ、主な事業概要欄を見ていただきますと、【新規】というのが最初に出てくるかと思えます。修繕料、六日市体育館、柿木体育館、六日市体育館器具庫の扉、柿木体育館の外壁塗装ということです。

令和5年度の第10号補正の予算書の説明のときに、教育委員会が所管する部分でしたけれども、一旦、令和5年度の実施を見送らせていただいて、令和6年度で予算計上をするというふうな説明をした部分があったかと思えます。そうしたところで、ここでお読み取りをいただければというふうに思えます。

予算書はそのまま進んで004保健体育施設整備事業費になります。資料は129ページであります。

資料でまた説明をしていきますけれども、主な事業概要のところに【新規】という表現が3か所あるかと思えます。

まず、1つ目の【新規】ですけれども、調査分析委託料として柿木体育館のガス空調機調査で26万7,000円。

それから、2つ目の【新規】として改修工事費として、合計では928万1,000円、内容的にはそこに書いた部分です。

その内訳の部分の大野原グラウンドゴルフ場池改修工事、これも第10号補正のところで令和5年度を見送り、6年度実施というふうな説明をさせていただきました。ここに出てきているというところでお読み取りください。

3つ目の【新規】です。解体撤去工事費、スポーツ公園野球場の照明器具撤去工事として228万8,000円の予算計上、これはそのままお読み取りをいただければというふうに思います。

○議長（安永 友行君） ここで10分間休憩します。歳出の方が済んだので、10分間休憩します。

午後3時25分休憩

.....

午後3時35分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

野村総務課長、お願いします。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、歳出予算でありますけれども、この部分の最後のページといえますか、119ページであります。公債費それから予備費について記載をしておりますけれども、この部分についてはお読み取りをいただければというふうに思います。

以上が歳出予算でございます。

それでは、次に、歳入予算のほうの説明に移りたいと思います。

予算書に戻っていただきまして10ページになります。予算書10ページの上からであります。町税、町民税、1個人、現年度分ということで1億7,081万4,000円の予算計上があるかと思えます。この部分について、最初に1点説明を加えておきたいと思えます。

御承知のとおり、定額減税が予定されているところでございまして、その部分の減収部分、これを見込んだ額を計上しておるといことです。その減収の見込額ですけれども1,377万6,000円、これが減収するであろうということで計上しておるといことです。

この部分につきましては、また後ほどのところで出てまいりますので、そのときにもまたお伝えを、特例交付金という形で出てまいりますのでまた説明をしたいと思えます。

それでは、上から行きますけれども、いわゆる徴収率について、それぞれについて説明していきたいと思えます。

まず、1個人、現年度分については徴収率99.5%です。それから、その下の滞納繰越分ですけれども20.0%、それから今度、2法人の現年度分については、これは100%、それから法人の滞納繰越分については、これは見込額によるものというところでございます。

それから、次の町税、固定資産税、1固定資産税の現年度分であります。これは、徴収率98.7%、それから滞納繰越分については15.0%、それから、その下の2固有資産等所在市町村交付金及び納付金であります。これらにつきましては、国あるいは県から示された額、それを計上しておるといこととでございます。

それから、その下の軽自動車税になりまして、2環境性能割です。この部分については県の試算額を基にして算出をいたしております。

さらにその下、3種別割です。現年度分、徴収率を99.2%、それから、その下の滞納繰越分、徴収率30.0%での算定でございます。

それから予算書10ページの一番下です。たばこ税になります。これにつきましては、過去2年分の実績額により算出をしておるといところとでございます。

それから、11ページに移ります。

今度は入湯税です。1入湯税、現年度分400万円の予算計上がしてございます。若干、これを増額させたところでありまして、令和5年度から幾らか上昇するであろうというところでの予算計上ということでお読み取りください。

それから、その下の地方譲与税、地方揮発油譲与税、1 地方揮発油譲与税から、そのまま進んで13ページになりますけれども、環境性能割交付金までのところでありましたが、これらにつきましては、国それから島根県から示されます伸び率等から算定いたしまして予算計上しておるといふところで見てください。

予算書は13ページに移っていきます。上から2段目になります。

地方特例交付金、地方特例交付金、1 地方特例交付金です。2つほど項目を記載しております。

この2つ目のところですよ。定額減税減収補填特例交付金1,377万6,000円計上させていただきました。冒頭、この歳入の一番最初のところで申し上げた部分でございます。その部分が、ここに出てきているということで見ただけならばと思います。

それから、その次です。地方交付税、地方交付税、1 地方交付税、普通交付税、特別交付税それぞれ予算計上させていただいております。それぞれその計上額につきましては、普通交付税については5,000万円の留保、それから特別交付税については3,000万円の留保を見込んでの予算計上ということでお読み取りをいただければというふうに思います。

それからその下です。交通安全対策特別交付金のところですよ。この部分については、国から示されたの伸び率により算出したというものです。

それから、予算書13ページの一番下、分担金及び負担金、分担金、5 農林水産業費分担金、次のページに行ってくださいまして、14ページの上になりますよ、7 土木費分担金のところまでありますが、これらにつきましては、該当事業の事業費それから率等により算出し、計上しているというところでお読み取りください。消防費の分担金については、記載のとおりでございます。

それから、その下の負担金です。2 民生費負担金、それから、3 衛生費負担金、これは、見込み数値等から算出して予算計上しておるといふところでございます。

それから、14ページの下になります。使用料及び手数料です。

まず、使用料のところでありまして。これが、次のページにまたがっておるところでありまして、これらにつきましては、実績額あるいは見込額、そうしたものから算出をし、計上しているというところでお読み取りをください。

進んでいただきまして、予算書は16ページになります。

今度は、手数料が上段に出てまいります。これらにつきましても、1 総務手数料から4 農林水産手数料まで、これらについても実績あるいは見込み等から算出し、計上しているというところでお読み取りください。

それから、16ページの下ですけれども、国庫支出金、国庫負担金、1 民生費国庫負担金から、次のページの2 衛生費国庫負担金までであります。これらにつきましては、納付額に応じて定め

られております負担割合等で算出し、計上しているというところでございます。

予算書17ページの中段から下になりまして、今度は国庫補助金になります。これも、1総務費国庫補助金から、次の19ページになりますけれども、10災害復旧費国庫補助金、ここまででありますけれども、それぞれ各補助制度の率あるいは算定式等を基にいたしまして算出し、予算計上しているというところでお読み取りをいただければというふうに思います。

さらに進んでいただきまして、今度は19ページに移ります。

19ページ中ほどです。国庫支出金、委託金、1総務費委託金、それから2民生費委託金、これらにつきましても、定められたものがございますので、それに従いまして予算計上しているというところ、さらにその下です。今度は、県支出金、県負担金、1民生費県負担金から、次の4土木費県負担金まででありますけれども、これらについても、それぞれに定められた負担割合等がございますので、それに応じて算出し、予算計上いたしておるというものです。

20ページに移りまして、中段から下です。今度は県補助金に移りまして、1総務費県補助金から、これは23ページまで続いておりますけれども、島根市町村総合交付金までのところですよ。これらにつきましても、各補助制度の率それから算定式等に基づきまして算出し、予算計上させていただいているというところでお読み取りをいただければというふうに思います。

23ページです。中段から下になります。県支出金の中で委託金に入っております。1総務費委託金から、次のページにまたがりますけれども、7教育費委託金まででございます。これらの部分につきましては、説明欄にそれぞれ記載をしておりますのでお読み取りをいただければというふうに思います。

それでは、24ページの中段から下です。財産収入、財産運用収入、1財産貸付収入です。普通財産貸付収入、教員住宅貸付収入、医師住宅貸付収入、これらにつきましては、貸付実績それから貸付けの見込み、そうしたものを推測しまして算出し、予算計上いたしておるというものであります。

その下の2利子及び配当金については、その次のページにまたがっておりますが、お読み取りいただければと思います。

25ページの中段に入ります。今度は、財産売払収入、1不動産売払収入ということで、立木の売払収入です。この部分につきましては、これまでも額は違いますが予算化させていただいた部分があるかと思っております。産業課が所管しております森師の関連で、場合によっては木材を売払いをするという内容があったと思っておりますけれども、その部分ということでお読み取りください。

それから、その下の2物品売払収入です。20万円の予算計上がしてございます。これにつきましては、教育委員会の予算のところの説明をさせていただきましたけれども、スクールバスの

更新を計画しておるといふことでもあります。その更新の際に、現スクールバスについて売却をするといふような計画を持っておりまして、その部分の売却収入といふことでお読み取りください。

それから、次の予算書25ページの一歩下です。寄附金、寄附金、1寄附金、一般寄附金については1万円の予算計上、それから指定寄附金でございます。これは、ふるさと納税の部分でございますけれども、昨年と同様1,300万円の予算計上をさせていただいたといふことです。

次のページに進みます。26ページになります。繰入金、特別会計繰入金、1小水力発電事業特別会計繰入金、2,000万円の予算計上です。これは、先ほどの小水力会計のところでも説明をさせていただいたものでございます。

それから、4介護保険事業特別会計繰入金であります。これにつきましては、資料でいうと45ページになりますが、介護保険総務費のところの説明をした部分、重層的支援体制整備事業といふような部分がありますけれども、そうしたものの意味が含まれてくるといふことでお読み取りください。

それでは、次のその下です。繰入金、基金繰入金、1財政調整基金繰入金から、一歩下の9森林環境譲与税基金繰入金までであります。それぞれ基金の用途につきましては定めがございます。それに応じた事業の財源として、今回、調整させていただいたといふところでお読み取りをいただければといふふうに思います。

それでは、次のページに行ってくださいまして27ページです。繰越金のところ、それから諸収入の延滞金、町預金利子、これらについては記載のとおりでございます。お読み取りをいただければと思います。

それから27ページ、一歩下です。貸付金元利収入、1総務費貸付金収入から、次のページにまたがりますが、5商工費貸付金収入までであります。ここの部分につきましては、説明欄の記載をお読み取りいただければといふふうに思います。

予算書28ページの中段からに入りまして、諸収入のうち雑入に入ります。

6総務費雑入から、次のページの雑入までであります。これらにつきましても、説明欄にそれぞれ記載をしておりますのでお読み取りをいただければといふふうに思います。

29ページの下です。今度は町債に入ります。

1過疎債から、31ページまでのところですが、16の公共施設等適正管理推進事業債まででございますが、これらについては各種事業の財源として、それぞれ応じて、財源として調整をさせていただいているといふところで見いただければといふふうに思います。

以上で、議案第51号令和6年度吉賀町一般会計予算についての説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長から詳細説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第19、議案第51号令和6年度吉賀町一般会計予算の質疑は保留をしておきます。

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全部終了しましたので、本日はこれで散会とします。御苦労さまでした。

午後3時55分散会
